

建産連ニュース

社団法人埼玉県建設産業団体連合会

'06 / 7

No. 109



JR深谷駅とステーションガーデン（深谷市提供）

建産連の

SLOGAN

活動指標

- 一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。
- 一、建設産業全体が連帯協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。
- 一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。
- 一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。
- 一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

建産連ニュース・目次

表紙写真説明

「JR 深谷駅とステーションガーデン」

深谷市は、日本資本主義の父といわれる渋沢栄一の生誕の地であり、JR 深谷駅舎は、渋沢栄一の顕彰と煉瓦を活かしたまちづくりを推進する深谷市のシンボリックな存在となっている。

また、駅前にあるステーションガーデンは、「ガーデンシティふかや」という名にふさわしく、四季折々の花々が訪れる人を迎えている。

◆ 巻頭言	埼玉県電気工事工業組合	2
◆ 行政情報		
1.	第6次埼玉県廃棄物処理基本計画について	3
2.	県有施設におけるアスベスト含有吹き付け材使用実態調査結果について	7
3.	埼玉県景観アクションプランの策定について	18
◆ シリーズ特集	「21世紀を展望したまちづくり」その106 —— 深谷市 ——	26
◆ 連合会の動き		
1.	平成18年度通常総会開催	31
2.	理事会・委員会報告	37
3.	全国建産連が通常総会	38
◆ 連載	愛すべき土木の人たち（その3） —— 市川正三 ——	39
◆ 告知板		
1.	埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの概要	45
2.	寄居町周辺の工業団地について	50
◆ 建産連だより	会員団体の動き	51
◆ 連合会日誌	57
(財) 建設物価調査会案内広告	58

凌雲の志を持って 行動する組合へ



小澤 浩二

社団法人埼玉県建設産業団体連合会の皆様には、平素は埼玉県電気工事工業組合の事業推進に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本を取り巻く昨今の経済状況は、デフレ傾向に歯止めがかかり、個人消費、雇用情勢についても「穏やかな改善」がみられるものの、私共の電気工事業界が実感するまでに至っていないのが現状です。

このような情勢の中で業界が社会から信頼され、活動内容が見える組合へと発展させて行く必要があります。

昔から行動の基本は「凌雲の志」と言われておりますが、私は埼玉電工組理事長の傍ら全日本電気工事業工業組合連合会副会長並びに社団法人全関東電気工事協会の会長をおおせつかっており、平成18年度は正に「凌雲の志」を持って行動する全日電工連、全関、埼玉電工組を全面に掲げ、以下により傘下の組合及び組合員を指導して行きたいと考えております。

一つ目は、工事安全の確保です。安全はすべてに優先し、安全は技術であり技能でもある。一方良い技術・技能も安全があつての上になり立っているということでスタートして行きたい。

二つ目は、工物品質、三つ目は一般用電気工作物の調査業務の品質向上です。これは地域社会に認めて頂く最も重要な点であり、工物品質は時代に即した電気工事のプロとして品質の向上を図り、調査業務は東京電力(株)から受注させて貰っておりますが、お客様に信頼される、発注者から信頼される、そして監督官庁からも信頼を得られる、調査業務を進めて行くということです。

四つ目は、提案型技術営業のさらなる推進です。これは、従来の受身の受注型構造から、需要家の立場に立った提案型技術営業への転換を図るもので、電気工事業界の再生をかけるものと位置付け取り組んで行きます。本年度は全関の事業計画による「オール電化住宅普及センター」が、4月に埼玉電工組会館に完成、お客様に電気工事に関するショールームとして、組合員には「商談の場」として、提案型技術営業の拠点として大いに期待を寄せているところです。

五つ目は、東京電力(株)、(財)関東電気保安協会と共同運営しております住宅工事センターの活性化です。お客様の身近なセンターとなるよう、電話対応調査やマナー講習、対応業務の見直し・拡大を図るなど、一層の活性化を進めて参る所存です。

最後に、私は対話と協調をベースに「一人ひとは全体の会員の為に、全体の会員は一人ひとりの会員の為に」をモットーに、電気工事業界はもとより、延いては建産連発展のため、全力投入したいと考えています。

建産連の皆様には今まで以上のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

〈埼玉県電気工事工業組合理事長〉

第6次埼玉県廃棄物処理基本計画について

埼玉県 環境部 資源循環推進課

1. はじめに

本県は、首都圏の中央に位置し、県内総生産は全国第5位、700万人を超える県民を擁しており、旺盛な産業活動や、日々の県民生活の中で年間1,377万トンもの廃棄物を排出しています。

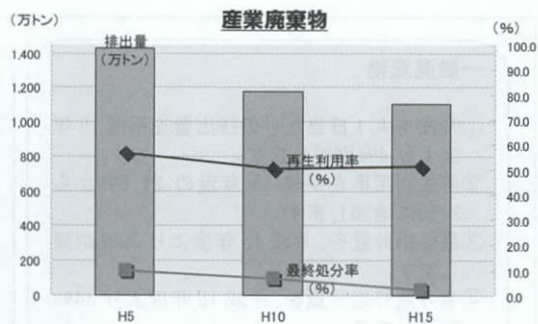
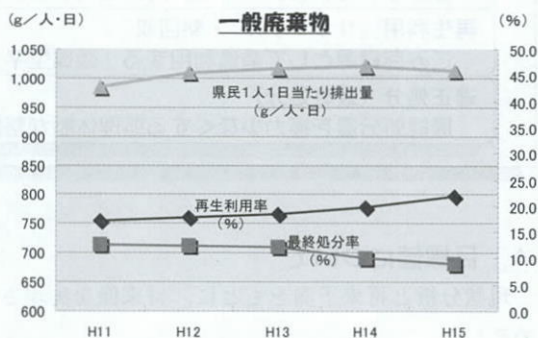
近年、建設リサイクルをはじめ各種のリサイクル制度が整備されるなど、様々な取組がなされています。しかし、依然として処理すべき廃棄物の量は多く、処理経費が市町村財政を圧迫するとともに、最終処分率の多くを県外に依存しています。また、不法投棄をはじめとする不適正処理が絶えず、さらには、石綿（アスベスト）など有害な廃棄物の適正な処分が緊急の課題となっています。

そこで、第5次廃棄物処理基本計画（計画期間：平成13年度～平成17年度）を見直し、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、国の基本方針に則すとともに、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ体系的に推進するため、本県における今後の廃棄物行政の指針として、第6次埼玉県廃棄物処理基本計画を策定しました。なお、本計画の計画期間は、平成18年度～平成22年度です。

2. 廃棄物の現状と課題

一般廃棄物の県民1人1日当たり排出量は、平成14年度をピークに平成15年度は、減少に転じました。再生利用率については、容器包装リサイクル法等の施行による分別品目の拡大や分別の徹底等の取組により順調に上昇しています。また、最終処分率についても焼却灰のセメント資源化など、今まで最終処分していた焼却灰をリサイクルに転換したこと等から減少しています。

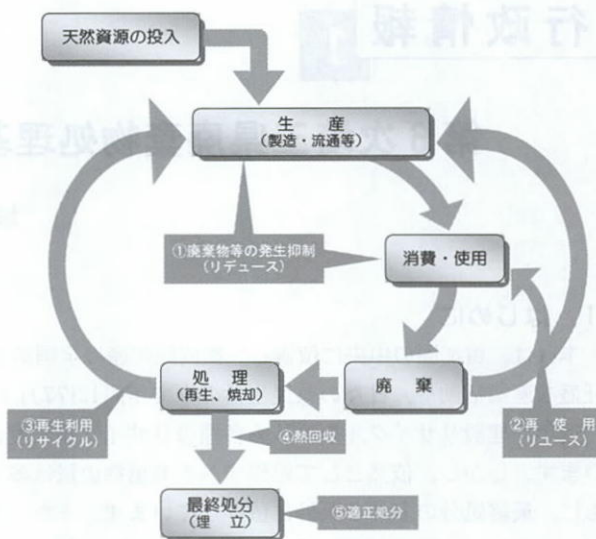
産業廃棄物の排出量は減少しています。再生利用率については、ほぼ横ばい状況にあります。最終処分率については、ゼロエミッションに向けた取組などの強化により大幅に減少しています。なお、首都圏に位置する本県は、近隣都県からの中間処理を目的とした廃棄物の流入量が多く、その一方で最終処分については、県外に多く依存しています。また、廃棄物の不法投棄や保管と称する悪質な山積み、建築物の更新に伴う石綿（アスベスト）廃棄物の増加など多くの課題を抱えています。



3. 循環型社会の実現のため 目指す将来像

「循環型社会」とは、廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会をいいます。（「循環型社会形成推進基本法第2条」の定義から）

廃棄物・リサイクル対策の優先順位として、最初に廃棄物の発生を抑制し、第二に廃棄物を再使用し、第三に廃棄物を再生利用し、第四に熱回収を行い、最後まで循環利用できない廃棄物を適正に処分することとしています。



目指す将来像

発生抑制（リデュース）

「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が社会に定着しています。

再使用（リユース）

「ごみをつくらない」ため、再び使用するシステムが発展しています。

再生利用（リサイクル）・熱回収

ごみを資源として循環利用する「循環型ネットワーク」が構築されています。

適正処分（最終処分）

最終処分量を極力少なくする処理体制が整備されています。

4. 目標値について

現状分析と将来予測をもとに、将来像を実現させるため、平成22年度に達成すべき目標値を定めました。

一般廃棄物

- ①県民1人1日当たりの排出量を平成15年度より4%削減します。
- ②再生利用率を平成15年度の21.8%から27%に増加します。
- ③最終処分量を、平成15年度より30%削減します。
- ④県外最終処分量を、平成15年度より34%削減します。

産業廃棄物

- ①排出量を平成15年度より7%削減します。
- ②再生利用率を平成15年度の50.9%から56%に増加します。
- ③最終処分量を、平成15年度より27%削減します。
- ④県外最終処分量を、平成15年度より25%削減します。

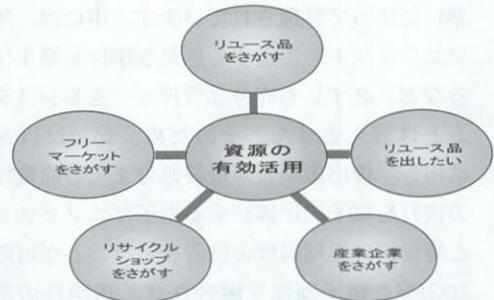
5. 目標達成に向けた具体的な施策

目標の達成に向け、重点施策（9施策）、主要施策（48施策）を実施します。ここでは重点施策の中の4施策について紹介します。

(1) 「リユース」・「リサイクル」に関する

情報共有化の推進

県内のリユース・リサイクルに関する情報をデータベース化し、ホームページを通して家庭の不用品などリユースに関する情報が無料で簡単に登録・検索できるとともに、県民や県内事業者が不用品の売買を行うことができるシステムの推進を図ります。



(2) リサイクル中核拠点の整備・拡大

県では、PFI事業及び借地事業として寄居町に「彩の国資源循環工場」（以下、「第Ⅰ期事業」という。）の整備を進め、昨年、誘致した全ての民間リサイクル施設（9施設）が操業開始しました。また、第Ⅰ期事業で得られた経験と実績を生かし、今後一層のリサイクルの推進を目指すため、第Ⅰ期の事業用地に隣接して第Ⅱ期事業を実施し、リサイクル中核拠点の更なる拡大・拡充を図ります。



彩の国資源循環工場（第Ⅰ期）の整備状況

彩の国資源循環工場 第Ⅰ期事業の概要

□ 施設内容

No. 処理施設	主な製品	再資源化率
PFIによる施設		
1 ガス化溶融・発電	発電、金属	100%
借地契約による施設		
2 総合リサイクル	肥料、RPF等	90%
3 廃プラ・生ごみリサイクル	固形燃料、肥料	100%
4 蛍光管リサイクル	ガラス・金属等	100%
5 食品残さリサイクル	肥料	100%
6 建設廃棄物リサイクル	アスファルト等	87%
7 焼却灰リサイクル	人工砂	90%
8 発泡スチロールリサイクル	原料ペレット	100%
9 下水道汚泥リサイクル	有機肥料	100%

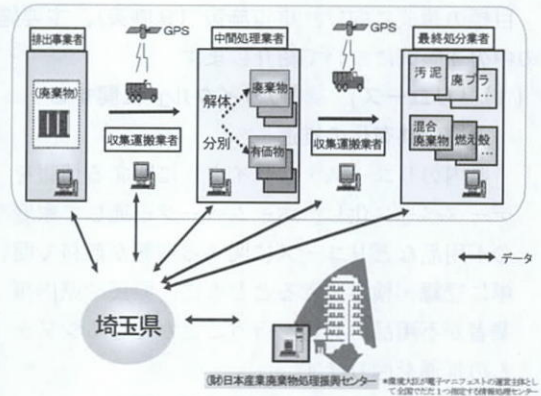
- 他の施設 研究施設(民間6、埼玉県1)、県営最終処分場271万トン
- 取扱量 年間70万トン(最終処分場を除く)
- 経済効果 初期投資額450億円、年間売上高139億円、常用雇用260名

彩の国資源循環工場第Ⅱ期事業 今後のスケジュール

	平成	PFI事業	借地事業
構 造 調 査	18年度	第Ⅰ期事業モニタリング(注1) 募集要綱等作成	
	19年度	事業者募集/選定 基本協定締結 環境影響調査(造成事業) 実施設計	
募 集 計 画	20年度	実施設計 環境影響調査(造成事業) PFI事業契約 都市計画決定(工業専用地域)	事業者募集/選定 基本協定締結 環境影響調査(工場建設) 実施設計
	21年度	構内道路・調整池工事 廃棄物処理法許可	実施設計 環境影響調査(工場建設) 借地事業契約
建 設	22年度	用地造成/埋立地工事 都市計画決定(産業廃棄物処理施設)	
	23年度	用地造成竣工	廃棄物処理法許可 工場建設工事(注2)
竣 工	24年度	埋立地竣工 オープン/操業開始	工場竣工 オープン/操業開始

(3) GPS利用による廃棄物処理透明化の推進

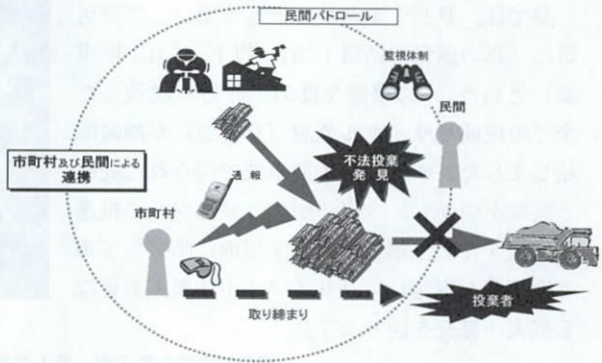
産業廃棄物の処理過程については、現在約97.5%が紙のマニフェスト（産業廃棄物管理票）によって管理されています。中には、紙マニフェストを偽造する悪質な事件も発生するなど、必ずしも充分な管理ができるシステムとは言えません。そのため、県ではITを活用し、排出事業者が最終処分までの廃棄物の流れを電子的に確認する電子マニフェストと廃棄物の処理過程の位置を追うことが可能なGPSと電子画像を融合させ、透明性の高い処理確認システムを構築します。



(4) 産業廃棄物不法投棄の

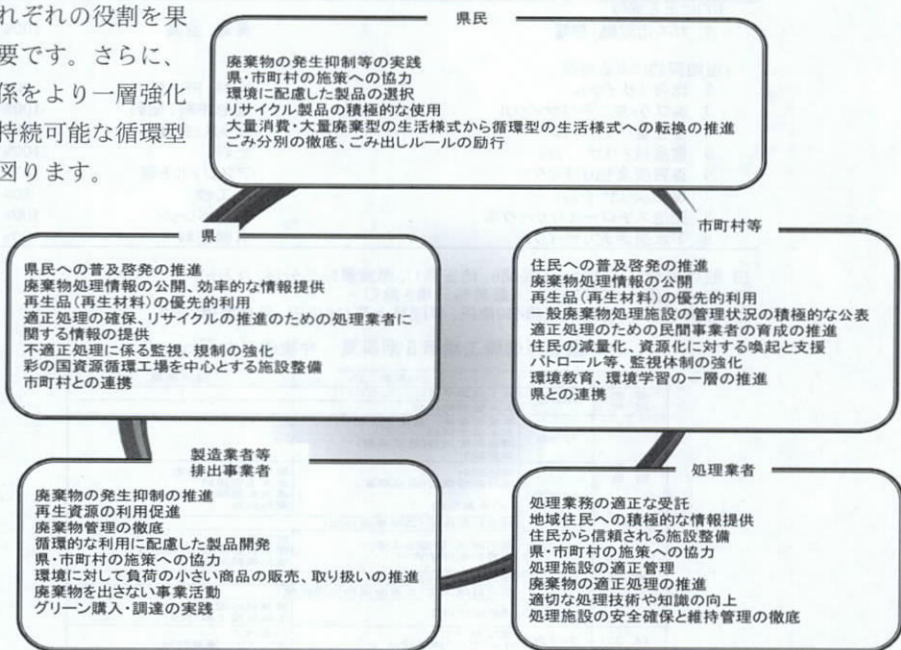
監視対策の強化

建設廃棄物を主体とした監視体制の強化、民間委託パトロールの活用や、関係機関、市町村及び民間との連携強化により、全県的な監視体制を充実させ、廃棄物や残土の不適正処理の根絶を図ります。



6. 計画の推進に向けて

本計画を推進するために、県民、県、市町村、製造業者等排出事業者、処理業者等が、それぞれの立場で、それぞれの役割を果たすことが重要です。さらに、相互の協働関係をより一層強化することで、持続可能な循環型社会の構築を図ります。



県有施設におけるアスベスト含有吹き付け材 使用実態調査結果について

埼玉県 総務部 管財課

埼玉県では、平成17年8月9日に「埼玉県石綿対策推進本部」を設置し「健康対策」、「環境対策」、「公共施設対策」、「民間施設対策」を進めています。

このうち、12月14日に県有施設におけるアスベスト含有吹き付け材等の使用実態調査結果が下記のとおりまとまりました。

記

1 調査方法

(1) 目視等による吹き付け材等の使用確認調査

目視及び設計図書により、アスベスト含有の可能性のある吹き付け材等の使用確認調査を実施しました。

(2) 吹き付け材等のアスベスト含有等の調査

アスベスト含有の可能性のある吹き付け材等について、アスベスト含有の有無を確認する成分分析及び劣化の状況調査を専門会社に委託しました。

2 県有施設の使用実態調査結果

目視等による吹き付け材等使用調査対象施設数	1, 4 4 6 施設
吹き付け材等の使用が確認された施設数	5 7 6 施設
アスベスト含有吹き付け材等が確認された施設数	1 9 7 施設
対策工事を実施する予定の施設数	8 3 施設

3 今後の方針

アスベスト含有吹き付け材等が使用されている施設の対応については、次のとおりとします。

- (1) 過去に封じ込め対策を行った箇所で破損している部分は、最優先で補修又は除去する。
- (2) 表面が柔らかく飛散の恐れがある吹き付け材等が使用されている箇所は優先的に対策工事を実施する。
- (3) 表面が硬く飛散の恐れがない吹き付け材を使用している箇所は、劣化状況に応じて対策工事を実施する。

4 応急措置

対策工事が終了するまでの間、常時、人が出入りし飛散の恐れのある吹き付け材が使用されている箇所は、応急補修や立入禁止の措置を講じています。

また、機械室など人があまり出入りしない箇所は、施設などにより人の立ち入りができないようにしています。

5 施設使用の制限

アスベスト含有の吹き付け材が認められた施設であっても、機械室など人があまり立ち入らない箇所に限られており、施設全体を直ちに使用停止や使用を制限する必要のある施設は認められませんでした。

アスベスト含有吹き付け材等の使用実態調査結果

		目視調査等の結果 吹き付け材が確認 された施設数	調査結果		対策工事を実施 する予定の施設数
			アスベスト含有なし	アスベスト含有あり	
知事 部局	庁舎等	115施設	75施設	40施設	20施設
	県営住宅	89	69	20	17
	下水道	7	2	5	3
教育局		229	130	99	32
警察本部		121	94	27	6
病院局		4	1	3	2
企業局		11	8	3	3
合計		576施設	379施設	197施設	83施設

アスベスト含有吹き付け材の使用ありの内訳

		表面が柔らかい吹き付け材等 (アスベスト、ロックウール等)		表面が硬い吹き付け材 (ひる石、リシン等)	
		1 県民の利用あり	2 県民の利用なし	3 県民の利用あり	4 県民の利用なし
知事 部局	庁舎等	5施設	25施設	10施設	8施設
	県営住宅	3	2	16	0
	下水道	0	2	0	5
教育局		10	16	79	17
警察本部		0	12	0	15
病院局		0	2	2	0
企業局		0	3	0	0
合計		18施設	62施設	107施設	45施設

※1施設で複数箇所で使用されている場合もあるため、施設数の合計は、部局別アスベスト含有吹き付け材等の使用実態調査結果表の施設数と一致しません。

アスベスト、ロックウール等の柔らかい吹き付け材等を使用している施設（部局別）

部局名：知事部局（管財課）

1 県民の利用あり（5施設）			
施設名	室・箇所	備考	
上尾運動公園（陸上競技場）	1階男女シャワー室	立入禁止措置済	※
埼玉会館	舞台下手、上手袖等	封込め有	破損箇所補修済
越谷合同庁舎	保健所所長室	封込め有	
埼玉学園	音楽室	封込め有	
自動車税事務所	2階天井裏	囲込め有	
2 県民の利用なし（25施設）			
施設名	室・箇所	備考	
職員会館	空調機械室等		※
自治人材開発センター	倉庫（別館）		※
嵐山郷	機械室（污水处理施設）	除去工事実施中	※
総合リハビリテーションセンター	公用車庫		※
秩父高原牧場	農具庫		※
農林総合研究センター水産研究所	機械室、倉庫		※
糠田排水機場	機械室、燃料庫		※
浦和久保合同庁舎	電気室・機械室等	封込め有	※
埼玉会館	奈落変電室等	封込め有	破損箇所補修済
東松山地方庁舎	機械室	封込め有	※
行田地方庁舎	機械室等	封込め有	
県庁舎	B1機械室等（本庁舎）	封込め有	破損箇所補修済
飯能合同庁舎	機械室、電気室	封込め有	破損箇所補修済
青少年会館	車庫	封込め有	
入間西福祉保健総合センター	機械室（センター棟）	封込め有	
北埼玉福祉保健総合センター	機械室、犬舎	封込め有	破損箇所補修済
旧川越福祉センター	電気機械室	封込め有	
農林総合研究センター茶葉特産研究所	電気室等	封込め有	破損箇所補修済
農林総合研究センター畜産研究所	ペントハウス	封込め有	
芝川排水機場	ポンプ室、除塵室	封込め有	※
鴨川排水機場	ポンプ室、モーター室	封込め有	
産業技術総合センター （旧工業技術センター）	渡り廊下屋根	取壊し予定施設	
川越地方庁舎	防災無線局舎		※
秩父県土整備事務所	車庫・事務室の屋根		※
青少年総合野外活動センター	機械室		※

※ 備考欄の※印は、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：知事部局（住宅課）

1 県民の利用あり（3施設）			
施設名	室・箇所	備考	
浦和大久保団地	集会室	封込め有	
川口安行原団地	プレイルーム	封込め有	
草加花栗団地	プレイルーム	封込め有	
2 県民の利用なし（2施設）			
施設名	室・箇所	備考	
草加花栗団地	ポンプ室	封込め有	
久喜青葉団地	高層棟・中層棟用ポンプ室		※

※ 備考欄の※印は、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：知事部局（下水道課）

1 県民の利用あり（0施設）			
2 県民の利用なし（2施設）			
施設名	室・箇所	備考	
荒川左岸南部流域下水道	管理本館機械室等	封込め有	※
	鴨川中継ポンプ場ポンプ室等	封込め有	※
	南部中継ポンプ場ポンプ室	封込め有	※
荒川左岸北部流域下水道	管理事務所モーター室等		※

※ 備考欄の※印は、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：教育局

1 県民の利用あり（10施設）			
施設名	室・箇所	備考	
浦和第一女子高等学校	音楽室他2箇所	封込め有	※
川越工業高等学校	施行実習室他30箇所	封込め有・応急措置済	※
久喜高等学校	渡り廊下	封込め有	※
朝霞高等学校	階段室	応急措置済	※
川越西高等学校	階段	応急措置済	※
盲学校	体育準備室他3箇所	封込め有	※
川越養護学校	音楽室他2箇所	封込め有	※
総合教育センター	機械科室	封込め有	※
さきたま資料館	ロビー他5箇所	除去工事実施中	
小川げんきプラザ	ドーム	封込め有	※
2 県民の利用なし（16施設）			
施設名	室・箇所	備考	
久喜高等学校	機械室		※
春日部女子高等学校	ポンプ室		※

飯能高等学校	機械室		※
豊岡高等学校	機械室他 1 箇所	封込め有	
寄居高等学校	フロア室		※
狭山高等学校	機械室他 1 箇所	封込め有	※
所沢商業高等学校	中庭機械室他 1 箇所	封込め有	
三郷高等学校	機械室他 1 箇所		※
栗橋高等学校	フロア室	封込め有	
上尾南高等学校	フロア室		※
盲学校	送風機室他 2 箇所	封込め有	※
越谷養護学校	暖房機械室他 3 箇所		※
和光南高等学校	機械室		※
蓮田養護学校	E V 機械室他 3 箇所	封込め有	※
旧川越図書館	機械室	封込め有	
旧富士見青年の家	機械室他 1 箇所	封込め有	

※ 備考欄の※印は、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：警察本部

1	県民の利用あり（0施設）		
2	県民の利用なし（12施設）		
	施設名	室・箇所	備考
	武南警察署	機械室	※
	熊谷警察署	車庫、倉庫	※
	羽生警察署	道場	※
	加須警察署	車庫、倉庫	※
	越谷警察署	車庫、倉庫	※
	交通機動隊本隊	倉庫、階段	※
	上尾警察署	道場	封込め及び囲込み有
	東入間警察署	道場、留置場	封込め有
	西入間警察署	道場、留置場	封込め有
	小鹿野警察署	道場、留置場	封込め及び囲込み有
	児玉警察署	道場、留置場、風除室	封込め及び囲込み有
	寄居警察署	道場、留置場	封込め及び囲込み有

※ 備考欄の※印は、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：病院局

1 県民の利用あり（0施設）		
2 県民の利用なし（2施設）		
施設名	室・箇所	備考
がんセンター	本館 電気室	※
	本館 機械室	※
	本館	※
	ペーターロンファンルーム	
	設備棟 電気室	※
	第1看護師宿舎 発電機室	※
	講堂天井裏	囲込み有
小児医療センター	講堂天井裏	囲込み有

※ 備考欄の※印は、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：企業局

1 県民の利用あり（0施設）		
2 県民の利用なし（3施設）		
施設名	室・箇所	備考
大久保浄水場	受電用ハウジング	※
庄和浄水場	地下倉庫	※
上赤坂中継ポンプ所	受電用ハウジング	※

※ 備考欄の※印は、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

ひる石、リシン等の硬い吹き付け材を使用している施設（部局別）

部局名：知事部局（管財課）

3 県民の利用あり（10施設）		
施設名	室・箇所	備考
自治人材開発センター	講堂（本館）	
浦和地方庁舎	階段室	
花と緑の振興センター	廊下天井	
さいたま県土整備事務所	ホール（廊下）	
川越県土整備事務所	階段	
県庁舎	南玄関・エレベーターホール	
知事公館	階段室、廊下	
県民活動総合センター	喫茶コーナー他	
入間東福祉保健総合センター	光化学スモッグ測定室	
北埼玉福祉保健総合センター	保健所所長室	

4 県民の利用なし（8施設）		
施設名	室・箇所	備考
埼玉北福祉保健総合センター	機械室、変電室	
さいたま水上公園	第4機械室棟	※
総合リハビリテーションセンター	陶芸倉庫	
産業技術総合センター (旧工業技術センター)	廊下	
芝川排水機場	電気室	※
岡排水機場	ポンプ室	
飯能合同庁舎	車庫・駐輪場	
中川・綾瀬川総合治水事務所	機械室	

※ 表面が硬い吹き付け材を使用している施設で、飛散の恐れはない。ただし、備考欄の※印は、建物の一部に破損又は劣化が認められたため、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：知事部局（住宅課）

3 県民の利用あり（16施設）		
施設名	室・箇所	備考
浦和領家立野団地	1号棟の住戸内	※
浦和第2高層団地	住戸内	
大宮日進アカシア団地	住戸内	
大宮東宮下団地	8号棟の住戸内	
上尾シラコバト団地	2, 6, 8, 10, 11, 14, 17, 19, 22, 23, 30, 32, 33号棟の住戸内	
桶川けやき団地	4号棟の住戸内	
飯能中山団地	1, 2号棟住棟内自転車置場	
秩父中宮地団地	4号棟の住戸内	
秩父永田団地	2号棟の住戸内	
秩父阿保団地	2号棟の住戸内	
本庄諏訪団地	住戸内	
鴻巣人形町団地	2号棟の住戸内	
長瀨白鳥団地	住戸内	
小鹿野高田団地	住戸内	
神泉阿久原団地	住戸内	
岩槻金重団地	3号棟の住戸内	

4 県民の利用なし（0施設）

※ 表面が硬い吹き付け材を使用している施設で、飛散の恐れはない。ただし、備考欄の※印は、破損又は劣化の有無に関わらず、念のため、室内空気中の浮遊量のサンプル調査を行った上、必要がある場合には今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：知事部局（下水道課）

3 県民の利用あり（0施設）		
4 県民の利用なし（5施設）		
施設名	室・箇所	備考
荒川左岸南部流域下水道	日進中継ポンプ場脱臭機室等	※
荒川左岸北部流域下水道	管理本館空調機室等	※
荒川右岸流域下水道	第1汚泥棟等	※
	川島南中継ポンプ場ポンプ室等	※
荒川上流流域下水道	管理棟倉庫	
市野川流域下水道	汚泥処理棟薬品室等	

※ 表面が硬い吹き付け材を使用している施設で、飛散の恐れはない。ただし、備考欄の※印は、建物の一部に破損又は劣化が認められたため、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：教育局

3 県民の利用あり（79施設）		
施設名	室・箇所	備考
浦和高等学校	自転車置場	
熊谷高等学校	書庫他2箇所	
川越高等学校	書庫	
浦和第一女子高等学校	階段室	
熊谷農業高等学校	階段室他1箇所	
川越女子高等学校	階段他1箇所	
川越工業高等学校	警備員室他2箇所	
川越総合高等学校	階段他1箇所	
本庄高等学校	東階段他5箇所	※
深谷商業高等学校	通路他1箇所	
小川高等学校	耐火書庫他13箇所	
秩父高等学校	階段室他6箇所	
児玉高等学校	音楽室	
浦和西高等学校	玄関	※
川口工業高等学校	ステージ他9箇所	※
幸手商業高等学校	中階段	
豊岡高等学校	廊下	
羽生実業高等学校	階段他1箇所	
松山女子高等学校	合宿室他1箇所	
与野高等学校	用具室他1箇所	
大宮商業高等学校	休憩室兼警備室他4箇所	※
上尾高等学校	部室	
草加高等学校	自転車置場1他7箇所	

いずみ高等学校	内部階段
寄居高等学校	ビロティ
朝霞高等学校	女子シャワー室他2箇所
久喜工業高等学校	階段
鴻巣女子高等学校	階段
菖蒲高等学校	倉庫他8箇所
不動岡誠和高等学校	会議室
坂戸高等学校	階段室他1箇所
桶川高等学校	倉庫他1箇所
越生高等学校	部室
児玉白楊高等学校	階段他2箇所
新座高等学校	階段室
八潮高等学校	剣道場
蓮田高等学校	東階段他2箇所
深谷高等学校	壁他1箇所
北本高等学校	東西階段
川越南高等学校	階段他1箇所
羽生第一高等学校	作法室
春日部東高等学校	渡り廊下
白岡高等学校	東階段他3箇所
入間高等学校	作法室
大井高等学校	作法室他3箇所
鷲宮高等学校	写真部室他17箇所
新座北高等学校	階段裏
川越西高等学校	ステージ他2箇所
所沢西高等学校	家庭科準備室他2箇所
吹上高等学校	風除室他1箇所
所沢中央高等学校	ホール
草加東高等学校	ギャラリー他1箇所
狭山清陵高等学校	書庫他3箇所
鶴ヶ島高等学校	自転車置場他2箇所
宮代高等学校	西階段他1箇所
上尾橘高等学校	渡り廊下
入間向陽高等学校	階段（東側）他3箇所
鳩山高等学校	部室1他12箇所
草加西高等学校	事務室書庫他2箇所
芸術総合高等学校	器具庫
狭山経済高等学校	A階段室他3箇所
三郷工業技術高等学校	集中排気室

越谷総合技術高等学校	機械加工実習室(A)他6箇所	※
久喜北陽高等学校	東階段他2箇所	
旧吉見高等学校	東階段室他4箇所	
坂戸ろう学校	倉庫	
旧寄居養護学校	放送室他1箇所	
春日部養護学校	東階段他1箇所	
東松山養護学校	東階段他4箇所	
日高養護学校	通路	
越谷西養護学校	階段室C	※
旧川越図書館	風除室他4箇所	
旧浦和青年の家	廊下他1箇所	
旧富士見青年の家	廊下1他5箇所	
川越仙波町教職員住宅	和室、台所等天井12戸	※
鴻巣教職員住宅	和室、台所等天井8戸	※
本庄教職員住宅	和室、台所等天井12戸	※
大井教職員住宅	和室、台所等天井8戸	※
浦和内谷教職員住宅	和室、台所等天井14戸	※

4 県民の利用なし(16施設)

施設名	室・箇所	備考
川口工業高等学校	変電室	
寄居高等学校	変電室	
狭山高等学校	薬品庫	※
深谷高等学校	消火栓ポンプ室	
川越南高等学校	機械室	※
川越西高等学校	燃料庫他	
所沢西高等学校	燃料庫他3箇所	
坂戸西高等学校	変電室他4箇所	※
狭山清陵高等学校	プロパン庫他3箇所	
鶴ヶ島高等学校	変電室他1箇所	
宮代高等学校	変電室他4箇所	
上尾橘高等学校	フロア室	
川越初雁高等学校	プロパン庫他4箇所	
入間向陽高等学校	プロパン庫他4箇所	
旧吉見高等学校	燃料庫他4箇所	
熊谷養護学校	変電室	
総合教育センター深谷支所	消火ポンプ室	

※ 表面が硬い吹き付け材を使用している施設で、飛散の恐れはない。ただし、備考欄の※印は、建物の一部に破損又は劣化が認められたため、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：警察本部

3 県民の利用あり (0施設)		
4 県民の利用なし (15施設)		
施設名	室・箇所	備考
大宮警察署	車庫・倉庫	
本庄警察署	階段	
浦和駒場寮	階段	
大宮七里寮	階段	
浦和(原山)第3宿舎	最上階を除く居室	
大宮(三橋)第1宿舎	最上階を除く居室	
鴻巣(東)宿舎	最上階を除く居室	
小川(青山)宿舎	最上階を除く居室	
小鹿野(深町)第2宿舎	最上階を除く居室	
児玉(下八幡)第2宿舎	最上階を除く居室	
行田(向町)宿舎	最上階を除く居室	
岩槻(西原一)宿舎	最上階を除く居室	
越谷(宮本)第2宿舎	最上階を除く居室	
白岡(西)宿舎	最上階を除く居室	
吉川(高富)宿舎	最上階を除く居室	

※ 表面が硬い吹き付け材を使用している施設で、飛散の恐れはない。

部局名：病院局

3 県民の利用あり (0施設)		
施設名	室・箇所	備考
循環器・呼吸器病センター	A病棟・B階段(非常用)	※
がんセンター	第1看護師宿舎 ロビー及び居室の天井	※
	常盤公舎 居室の天井	※
4 県民の利用なし (0施設)		

※ 表面が硬い吹き付け材を使用している施設で、飛散の恐れはない。ただし、備考欄の※印は、建物の一部に破損又は劣化が認められたため、今後の方針に基づき対策工事を実施する施設。

部局名：企業局

3 県民の利用あり (0施設)		
4 県民の利用なし (0施設)		

田園と都市が織り成す美しい景観

埼玉県景観アクションプランの策定について

埼玉県 県土整備部 県土づくり企画室

1 | 埼玉県の景観

わたしたちのふるさと埼玉は、西にそびえる豊かな森林に包まれた秩父山地と、それを源とした清流荒川と利根川、平地に広がる大小の河川と水路網に支えられた田園、四季の彩り豊かな樹林をもつ狭山丘陵・比企丘陵や川越台地等を背景としている。そして、歴史と伝統を受け継ぐ街並みと、都市近郊地帯としての新しい住環境の住宅地、さいたま新都心を核とする高度高次な業務地や、各駅を中心とする商業地など、様々な個性と魅力によって構成されている。

また、身近な生活環境や自然・歴史を大切にし、水と緑・花に親しみ、地域を愛する心を感じることのできる景観が、小さいながらも多く存在する。

このように様々な表情を持った景観を有する中で、既存の景観資源を発掘し、磨き育て、あるいは新たな魅力を形成するなど、景観づくりの現在進行形が埼玉県の特徴といえる。

2 | 景観の取り組みと課題

■本県の景観行政の取り組み

- ・東日本で最も早く制定された都道府県景観条例（平成元年3月制定）
- ・埼玉県景観条例の特徴
建築物等の大規模行為の届出制度：主として中心市街地を対象とした届出区域の設定
- ・県独自の景観施策
彩の国都市づくりアカデミー、彩の国景観賞、彩の国景観協議会、彩の国ふるさとウォーキング等

■我が国の景観の現状

- ・急速な経済発展による無個性な景観形成
- ・住民からの景観ニーズの高まり
- ・人口減少と高齢社会に対応した社会資本の有効活用と質的向上
- ・自然景観や歴史的景観などの隠れた良好な景観資源の保有
- ・不適切な産業廃棄物の堆積や緑地減少などの地球環境問題
- ・高齢社会と自由時間拡大に伴う自然・生活環境の重視と地域活動の活発化
- ・都市部高層マンション乱立による建築物の高さ・ボリューム・日照等の課題顕在化
- ・景観緑三法の制定（①景観法、②景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、③都市緑地保全法等の一部を改正する法律）

■本県の独自の課題

《背 景》

- 首都に隣接し様々な影響を受けている
- 東日本における交通の要衝である
- 首都圏における貴重なみどりが残されている
- 他県に比して急速な高齢社会の進行が見込まれる

《景観行政の課題》

- 田園のゆとりと都市の魅力の共存
- 身近な生活環境における景観の向上
- 県民、NPOと行政との協働
- 失われつつある歴史と伝統ある街並み
- 緑や川、街道等の市町村をまたがる広域景観の保全
- 市町村における景観施策への取り組み状況の格差
- 観光に生かされていない景観資源
- 農地や里山の優れた景観の保全
- 建築物等の高さ、看板、電線・電柱、耕作放棄地、不適切な産業廃棄物の堆積など景観阻害要因の抑制

3 | 景観アクションプランの必要性

- 景観法の全面施行（平成17年6月）により、全国的な景観づくりへの本格的な取り組みを背景とした、新たな県景観行政の展開が必要となった。
- 近年の社会情勢の変化、経済成長の鈍化により、平成3年に策定された景観形成基本計画の見直しが必要となった。
- 平成15年に策定した新生埼玉行動計画に、景観に対する総合的取り組みの必要性を位置付けることにより、具体的施策事業の展開が必要となった。
- 市町村が主体となった景観づくりへの支援と、県のリーダーシップを図るための具体的な行動計画の策定が必要となった。

4 | 景観アクションプランの位置付け

■位置付け

現行の景観形成基本計画を見直した計画である。

■目 的

埼玉県全域の景観形成の基本方針と県の景観施策の具体的な行動計画を定め、その推進により個性と魅力ある県土の実現を図る。

①県全域の景観づくりのビジョンを策定

現行の景観形成基本計画を見直し、現状の課題を踏まえた景観形成の基本目標と基本方針を策定する。

②景観施策の体系化と広域景観形成支援

景観づくりビジョンに基づき、施策を体系付けるとともに、広域景観形成支援プロジェクトを推進する。

③景観法の施行に伴う制度の活用方針を策定

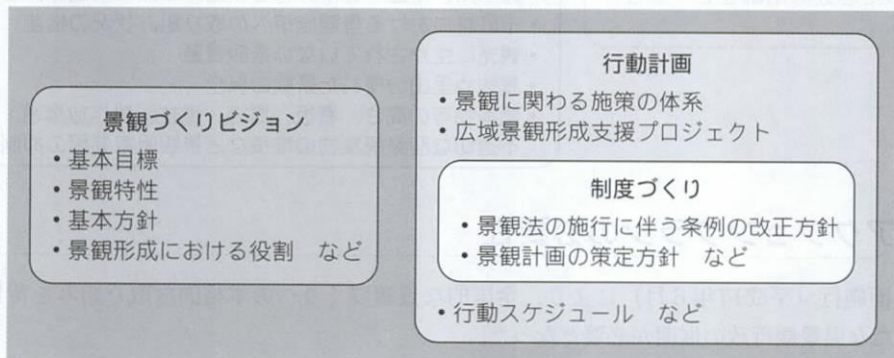
景観法を最大限活用するため、条例の改訂方針や景観計画の策定方針を定める。

■景観アクションプランの構成

景観アクションプランは、「景観づくりビジョン」と、「制度づくり」を含んだ具体的な景観施策である「行動計画」の2本柱からなる。

「行動計画」では、具体的な施策展開を示している。

○景観アクションプラン



■景観アクションプランの見直し

今後の社会経済情勢の変化に応じ、必要な見直しを行う。

5 | 景観形成の理念と将来展望

■景観形成の理念 《景観法第二条要約》

- ①良好な景観は、現在及び将来における国民共有の資産である。
- ②良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるため、適正な制限の下に、これらが調和した土地利用がなされる必要がある。
- ③地域の個性を伸ばすよう多様な景観形成が図られなければならない。
- ④景観形成は、観光や地域活性化に大きな役割を担うことから、住民、事業者及び自治体の協働により進められなければならない。
- ⑤景観形成は、良好な景観の保全のみならず、新たな創出を含むものである。

■景観形成の将来展望

首都圏において、田園と都市の魅力が存在することは、埼玉のひとつの特性である。県の景観まちづくりを進める上では、この両者の魅力をいかに育み、共存させ、生かしていくのが重要である。つまり、景観形成の目標や方針の策定、景観施策や関連施策の実施において、常に念頭におくべき特性である。

そこで、良好な景観形成の到達点を、県内外の良好な景観を感じるあらゆる人々が、埼玉の田園と都市の魅力を実感し、住みたい、訪れたい、そして、誇りに感じるような埼玉を実現することと設定する。県民などあらゆる人々が、これらを実感できるようになることが、埼玉の将来展望である。

○景観形成の将来展望

住みたい埼玉

ふるさと埼玉を実感できる……
良好なまちなみ形成とともに、
埼玉らしい四季折々の自然や
農山村、田園のゆとりが育ま
れています

訪れたい埼玉

埼玉の花や祭り、まち歩きを
楽しむ……
観光資源と景観づくりの調和
を図り、日帰り観光など交流
人口が増え、地域が活性化し
ていきます

誇りに感じる埼玉

地域の活力と魅力が高まる……
県民の活力とやる気を反映し
た地域主導型の取り組みによ
り、埼玉への愛着心が育まれ
ています

6 | 景観形成の基本目標

景観形成の理念と将来展望を踏まえ、埼玉県における景観形成の基本目標を以下のように設定する。

○基本目標

～田園と都市が織り成す美しい景観～

自然や田園から成る郷土の情景を守り
これまで培われてきた地域の歴史や文化を受けつぎ
表情豊かな埼玉の景観特性を生かして
県民、市町村との協働のもと
だれもが住みたいと感じ
訪れることの魅力を享受し
地域の絆を深め誇りに想う
埼玉の美しい景観を創造する

7 | 景観形成の基本方針と取り組みの方向性

良好な景観の形成は、生活に密着した課題であり、基礎的自治体である市町村が景観形成の役割を担うことが望ましい。しかし、市町村域を越えた広域的な景観形成の必要性や、景観づくりの方向性を市町村に示すためにも、景観形成の目指すべき基本的な方向性を共有する必要がある。

そのために、県域全体での景観形成の基本方針と、取り組みの方向性を示す。

■景観形成の取り組みの方向性

基本方針、景観形成にかかる課題等を踏まえ、景観形成の取り組みの方向性を示す。

①地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり

[課題]

- ・緑地、農地の減少
- ・耕作放棄地の存在
- ・眺望景観保全の必要性

景観形成の取り組みの方向性

- ・身近な緑を保全し活用する
- ・農山村や里山の景観を保全する
- ・水辺を生かした景観をつくる

景観形成の取り組みの方向性

②歴史と伝統が語られる景観づくり

[課題]

- 広域的な観点からみた景観保全の必要性
- 景観資源を生かした地域づくり
- 歴史的資産の保全と再生
- 伝統産業、近代産業の衰退傾向

- 旧街道などを生かした広域景観を形成する
- 歴史や文化を景観に生かす
- 伝統・近代産業を反映した景観形成を図る

③身近な生活環境を良くする景観づくり

[課題]

- 建築物等の高さ問題の発生
- 屋外広告物と景観との調和
- 不適切な産業廃棄物の堆積等の景観阻害の存在
- 無電柱化への要望
- 地域ルールづくりの必要性

- 個性豊かな街並み景観をつくる
- 調和のある住宅景観をつくる
- 季節感のある景観をつくる
- 景観を阻害する要因を抑制する

④県民が主体となった景観づくり

[課題]

- 行政主導から県民主導への転換
- 地域リーダーの不足
- 地域の個別課題にあわせた景観形成の必要性
- 潜在的な高齢者活力を生かす

- 景観保全や創出に関する住民やNPOの活動を支援する
- 地域のリーダーを育成する
- 景観づくりのための情報を提供する

⑤地域間の交流を進める景観づくり

[課題]

- 市町村相互の連携による地域の活性化
- 景観資源の活用が不十分
- 観光資源に対する取り組みの必要性

- 優れた景観を普及啓発、PRする
- 観光ルートに配慮し景観づくりを展開する
- 優れた景観にふれあう機会を増やす
- 農山村と都市との交流を進める

8 | 景観形成における役割

良好な景観の形成は、県民、NPO、事業者、行政等が連携し、協働して取り組む必要がある。景観アクションプランでは、県が担う役割を踏まえながら具体的な行動計画を定める。

なお、市町村の役割については、県の役割を明確にするために整理したものである。

■県の役割

①広域景観の保全と創出（広域自治体）

- ・県は、市町村と連携し、市町村域を超えた旧街道、水辺、緑などの特性を生かした景観形成を推進する。
- ・市町村と県民が行う広域景観形成に対し支援する。
- ・県は、景観行政団体として事務を行うとともに、県と景観行政団体である市町村の景観計画や関連施策の調整を行う。

②市町村景観行政の代行

- ・市町村が景観行政団体となるまで景観法に基づく事務を行う。
- ・景観行政団体への移行を促進するため市町村を支援する。

③公共施設管理者としての良好な景観形成

- ・良好な景観形成を行うため整備方針を示し公共施設等を整備する。

■市町村の役割

- ①基礎的自治体として、地域の良好な景観を保全・創出する。
- ②景観行政団体である市町村は、景観法に基づき事務を行う。
- ③市町村域を超えた広域景観行政について県や隣接市町村と連携を図る。
- ④住民の良好な景観形成に対する意識啓発と支援に努める。

■県民、NPO、事業者等の役割

- ①景観形成の主体であることを認識し、地域の景観形成へ積極的に取り組む。
- ②市町村、県が実施する景観形成施策に協力する。

9 | 関連する法令や施策との連携

良好な景観の形成は、景観法の活用や、景観に関連する法令、各関連部局との連携のもとに進めていく。

■景観法の活用

- ①県景観計画の策定、景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木、景観協定、景観協議会、景観整備機構等の活用
- ②市町村が定める景観地区、準景観地区、景観農業振興地域整備計画等の策定支援

■関連法令との連携

- ①屋外広告物法に基づく看板・広告塔等の規制
- ②緑に関する法律（都市緑地法他）に基づく緑の保全・創出
- ③自然公園法の特例による自然公園内の建築物の新築等に関する規制
- ④電線共同溝の整備に関する特別措置法の特例による景観重要公共施設の電線地中化
- ⑤文化財保護法に基づく指定 等

■関連施策や関連部局等との連携

- ①県土整備、都市整備、農林業、商工業、観光、環境、教育など、各部局景観関連施策との連携
- ②警察、消防、電気、電気通信、ガス事業者等の機関との連携による関連事業の調整協議

10 | 景観に関わる施策の体系

景観形成の基本方針と取り組みの方向性に基づき、県各部局景観関連施策、および関連法を活用した施策を体系付けて推進する。なお、以下の施策は一例。

①地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり

《方向性》

- ・身近な緑を保全し活用する
- ・農山村や里山の景観を保全する
- ・水辺を生かした景観をつくる

《施策》

- ・景観法の活用〔景観重要樹木指定、景観農業振興地域整備計画策定支援等〕（県土づくり企画室ほか）
- ・自然環境保全推進事業（みどり自然課）
- ・緑のトラスト運動推進（みどり自然課）
- ・彩の国ゆたかなむらづくり整備事業（農村整備課）
- ・農地活用促進事業（農業政策課）
- ・ふるさとふれあい河川整備（河川砂防課）
- ・美しい森づくり事業（森づくり課）
- ・みどりの三富地域づくり推進事業（土地水政策課） 等

②歴史と伝統が語られる景観づくり

《方向性》

- ・旧街道などを生かした広域景観を形成する
- ・歴史や文化を景観に生かす
- ・伝統産業、近代産業を反映した景観形成を図る

《施策》

- ・景観法の活用〔景観重要建造物・樹木や公共施設の指定等〕（県土づくり企画室）
- ・道路・街路等の整備（各事業課）
- ・登録文化財等の活用（生涯学習文化財課）
- ・近世開拓史資料館（仮称）展示調査（生涯学習文化財課）
- ・木の文化を生かした街並み形成の推進（木材利用推進室）
- ・埼玉の木の家デザイン事業（木材利用推進室） 等

③身近な生活環境を良くする景観づくり

《方向性》

- ・個性豊かな街並み景観をつくる
- ・調和のある住宅景観をつくる
- ・季節感のある景観をつくる
- ・景観を阻害する要因を抑制する

《施策》

- ・景観法の活用〔景観協定、景観計画区域、準景観地区等〕（県土づくり企画室）
- ・道路・街路、公園、橋梁、河川等の整備（各事業課）
- ・住宅・建築物等の整備（各事業課）
- ・都市計画制度（高度地区、景観地区、地区計画等）の活用（都市計画課）
- ・建築協定の推進（建築指導課）
- ・電線地中化整備（道路環境課）
- ・屋外広告物の規制（建築指導課）
- ・農業振興地域制度（農用地区域等）の活用（農業政策課） 等

④ 県民が主体となった景観づくり

《方向性》

- ・ 景観保全や創出に関する住民やNPOの活動を支援する
- ・ 地域のリーダーを育成する
- ・ 景観づくりのための情報を提供する

《施策》

- ・ 景観法の活用 [景観協定、景観協議会、景観整備機構等] (県土づくり企画室)
- ・ 彩の国都市づくりアカデミーの運営 (県土づくり企画室)
- ・ みどりを育てる支援隊推進事業 (生産振興課)
- ・ 森をまもる活動支援事業 (森づくり課)
- ・ 道路美化の推進 (道路環境課)
- ・ 公共施設の里親制度 (各事業課)

等

⑤ 地域間の交流を進める景観づくり

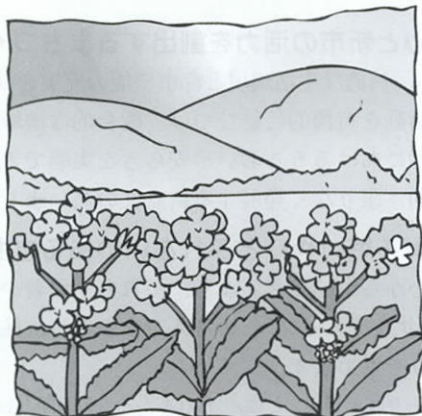
《方向性》

- ・ 優れた景観を普及啓発、PRする
- ・ 観光ルートに配慮し景観づくりを展開する
- ・ 優れた景観にふれあう機会を増やす
- ・ 農山村と都市との交流を進める

《施策》

- ・ 景観法の活用 [景観重要公共施設、景観協議会等] (県土づくり企画室)
- ・ 彩の国景観賞 (県土づくり企画室)
- ・ 観光客の移動に配慮した景観整備 (※国交省、市町村、NPO、県等との協働プロジェクト)
- ・ 花でもてなす埼玉のみちの整備 (道路政策課)
- ・ 彩の国グリーンツーリズム総合対策事業 (農山村魅力づくり室)

等



「21世紀を展望したまちづくり」

新生深谷市

笑顔にあふれ活力を創出する

しあわせ市民都市 **新市建設計画**

～ 私たちの生活舞台に願いを込めて
新たな『深谷』を描きたい～



深谷市長
新井家光

まちづくりの基本理念

基本理念は、新市におけるまちづくりの根幹となる考え方であり、新市が行うすべての行政施策は、常に基本理念を念頭におき推進するものです。

基本理念 ① だれもが恵まれた自然と育まれた文化を共有できるまちづくり

地域資源を市民共有の財産として、大切に保存しつつ、手間ひまをかけて再生・活用する「スロータウン[※]」の考え方からまちづくりに取り組み、都市としての新たな魅力と個性を創出し、これらを新たな財産として次代に発展的に継承するまちづくりを進めます。

※スロータウン：現在の効率性や利便性ばかりを追い求め、何事にもスピードが要求される日本の社会が、人々にとって本当に幸せなのかという思いから「スロータウン」という考え方が生まれました。「スロータウン」の考え方とは、「スピード社会」と「スロー社会」のどちらも「善」であり、二つの社会がお互いを認め合い、尊重し合い、共存していく社会の実現を目指そうというものです。また、「スロー社会」とは、単に「ゆっくり」ということではなく、手間ひまをかけて物事を深く追求し、保存・再生に重点をおいた社会であり、「スロータウン」とは、「スロー社会」に重点をおいたまちづくりの考え方です。

基本理念 ② 豊かな心と新市の活力を創出するまちづくり

地域の特性を最大限に生かし、快適な生活環境と都市機能の充実をはじめ、産業の活性化、学習・文化・交流などのさまざまな活動を有機的に結びつけ、総合的な地域活力の向上を図ります。こうした取り組みにより、市民生活におけるうるおいや安らぎを実感できる豊かな心を育むとともに、新市の活力を創出し、未来へ向け限りなく発展する自立性の高いまちづくりを進めます。

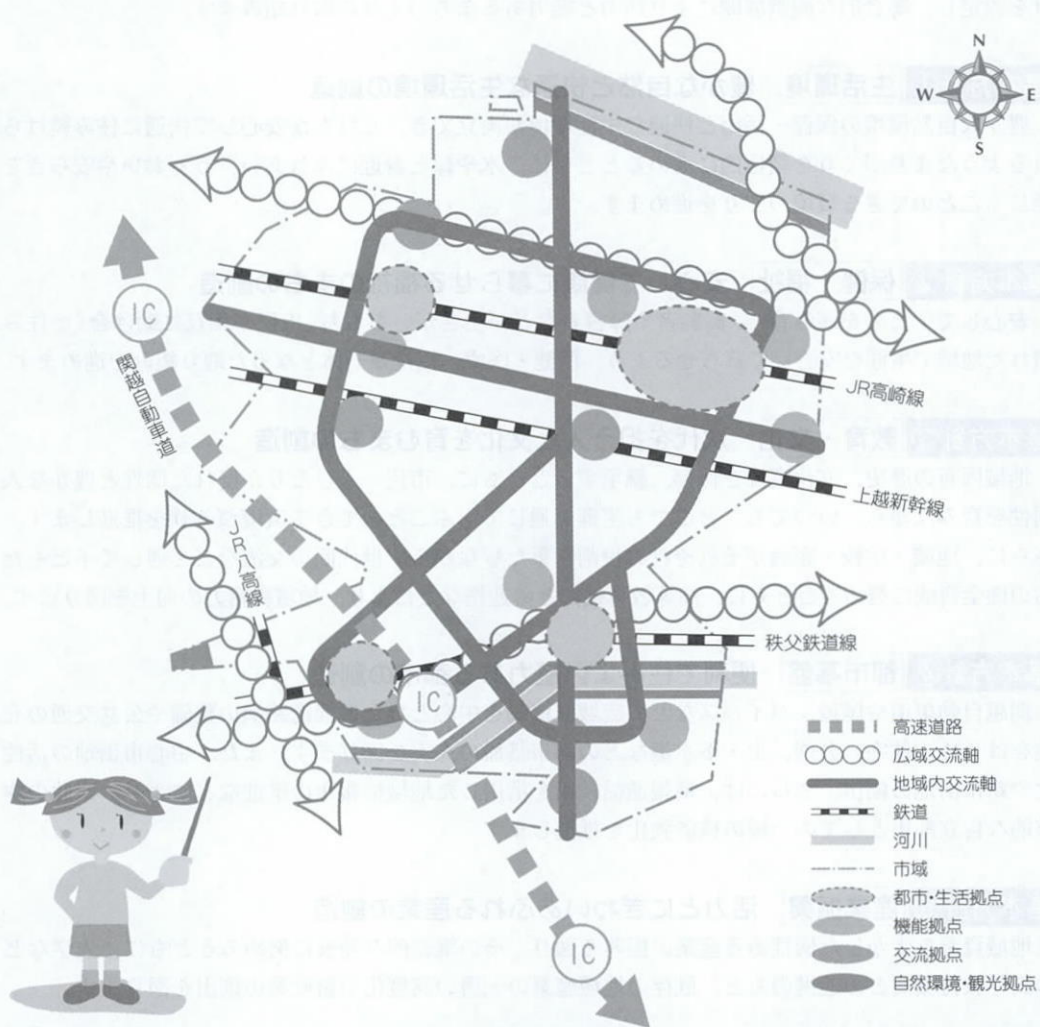
基本理念 ③ 協働による思いやりとふれあいのあるまちづくり

だれもが住んでよかったと心から実感できるまち、だれもが愛着や誇りをもち続けることのできるまちを築くため、「ユニバーサルデザイン[※]」の考え方をもとに、住民と行政の協働による思いやりとふれあいのあるまちづくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン：ユニバーサルデザインとは、「だれもが一人の人間として尊重され、自分の意志に基づき、生活する権利を有していること」を基本として、高齢者も若い人も、障害のある人も、ない人も、男性も女性も、外国の人もすべての人が、暮らしやすいように人づくり、まちづくり、ものづくりなどを行っていかうとする考え方です。

新市における都市構造の方向性

新市の均衡ある発展を実現するため、地域のもつ特性を最大限に活用するとともに都市機能の分担を図り、総合的かつ計画的に県北の中核的な自立都市としての整備を推進します。



○広域交流軸

首都圏域と上信越方面、さらには近隣諸都市との広域的な連携・交流を図るため広域幹線道路の整備を促進します。

○都市・生活拠点

安全、安心で快適な居住環境の整備と商業、業務など高度で多様な都市機能の集積を図る拠点として整備を推進します。

○交流拠点

歴史・文化やアミューズメント機能、さらにはスポーツ・レクリエーションの活動・交流拠点として整備を推進します。

○地域内交流軸

広域交流軸とのアクセス機能を担当する主要幹線道路及び新市の都市拠点を結ぶ環状道路の整備を推進します。

○機能拠点

産業、生産流通、物流、業務、産学連携や消防・防災などの各種機能、さらには、複合産業や新産業の創出を図る拠点として整備を推進します。

○自然環境・観光拠点

豊かな自然環境を保全・活用し、環境に配慮した観光拠点としての整備を推進します。

新市の将来都市像とまちづくりの基本方針

将来都市像は、まちづくりの基本理念を踏まえた新市のあるべき姿を示すものであり、各種施策を総合的・計画的に推進するための目標です。また、将来都市像の実現に向けて次の7つの基本方針を設定し、総合的な施策展開により活力と魅力あるまちづくりに取り組みます。

基本方針① 生活環境 豊かな自然と快適な生活環境の創造

豊かな自然環境の保存・活用と快適な生活環境が両立でき、だれもが安心して快適に住み続けられるようなまちづくりを積極的に進めるとともに、水や緑と身近にふれあい、うるおいや安らぎを感じることでできる環境づくりを進めます。

基本方針② 保健・福祉 安心して健康に暮らせる福祉のまちの創造

安心して子どもを産み育て、高齢者や障害者などが生きがいをもち、市民が相互に助け合い、住み慣れた地域で生涯を安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉が一体となった取り組みを進めます。

基本方針③ 教育・文化 次代を担う人と文化を育むまちの創造

地域固有の歴史、文化資源を保存、継承するとともに、市民一人ひとりが優れた個性と豊かな人間性を育みながら、いつでも、どこでも生涯を通じて学ぶことのできる環境づくりを推進します。さらに、地域・学校・家庭がそれぞれの役割を果たしながら、世代間の交流などを通して子どもたちの健全育成に努めるとともに、高等教育機関との連携などにより、地域教育力の向上を図ります。

基本方針④ 都市基盤 便利で住みよい魅力ある都市の創造

関越自動車道や国道、バイパスなどの広域交流軸を中心とした幹線道路網の整備や公共交通の充実をはじめ、住宅、公園、上・下水道などの都市基盤の充実を図ります。また、中心市街地の活性化や新市街地の創出、さらには、情報通信技術を活用した地域情報化の推進などにより、県北の中核的な自立都市としての一層の機能強化を推進します。

基本方針⑤ 産業振興 活力とにぎわいあふれる産業の創造

地域資源を生かした個性ある産業の振興を図り、その継続的な発展に努めるとともに、大学などの高等教育機関との連携のもと、既存の地域産業の一層の高度化や新産業の創出を図ります。

基本方針⑥ コミュニティ・交流 参画と交流による市民が主役のまちの創造

市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として、ともに考え、ともに行動できるよう、まちづくりに主体的に参画できる仕組みづくりを進めます。また、非営利組織（NPO）やボランティアの育成、各種情報提供などを行うとともに、市民主体の国際交流、地域間交流などを推進します。

基本方針⑦ 行財政 公正・公平で開かれた行財政運営の推進

行財政運営にあたっては、市政を取り巻く社会経済動向を的確に捉え、健全な財政運営を推進し、行財政改革をはじめ、行政評価制度の導入、情報公開などを進めるほか、ユニバーサルデザインの視点から行政政策を展開するなど、市民満足度の高い行政サービスを目指します。

主要プロジェクト

新市の一体性を育み、活力に満ち、魅力あるまちを築き上げるため、主要プロジェクトとして次の11のプロジェクトを先導的・重点的に推進します。これらプロジェクトは新市のまちづくりの推進にあたり「核」となる施策として位置づけ、今後、検討を重ねながら進めます。

プロジェクト1 循環型社会形成プロジェクト

農業や工業、商業などの多様な産業における廃棄物などの削減に加え、これらを経済活動に再活用する仕組みを構築し、廃棄物堆肥化施設の機能強化を促進するなど、市内における循環型社会の形成を図ります。

主な施策 ● 廃棄物堆肥化施設の充実 ● ISO14001認証の推進 ● リサイクル活動の促進

プロジェクト2 健康・福祉総合拠点プロジェクト

保健・福祉・医療に関するニーズの把握からサービスの提供までの支援を中心的に行う総合的な保健福祉拠点づくりを進めるとともに、救急医療体制の整備・充実に努めるなど、地域における保健・福祉・医療体制のさらなる充実を図ります。

主な施策 ● 総合保健福祉施設の整備 ● 充実医療・救急体制の整備・充実

プロジェクト3 子育て環境推進プロジェクト

将来を担う子どもたちを地域で安心して育むことのできる環境を整えるため、地域、民間などと連携して、多様なニーズにあった子育て支援の取り組みを進めます。

主な施策 ● 男女共同参画意識の高揚 ● 保育サービスの充実
● 幼保一元化の推進 ● 児童・保育施設の整備・充実

プロジェクト4 市民ひとり1学習、1スポーツ推進プロジェクト

学習環境を充実するとともに、スポーツ指導者の育成や身近にスポーツができる環境づくりを進め、大学などの高等教育機関をはじめ、関係機関と連携・協力のもと、「市民ひとり1学習、1スポーツ」に取り組むことができる基盤づくりを進めます。

主な施策 ● 生涯学習センターの整備・充実 ● 図書館の整備・充実とネットワーク化
● 大学などとの連携強化 ● 総合型地域スポーツ組織の育成
● スポーツ・レクリエーション活動の促進

プロジェクト5 広域連環都市圏形成プロジェクト

隣接する諸都市への交通アクセスの向上を図るとともに、都市基盤・住環境整備などを推進し、交流人口の増大による新産業の興隆と市内産業のさらなる活性化を促進します。

主な施策 ● 広域幹線道路整備の促進
● 主要幹線道路の整備・促進
● 土地区画整理事業の推進
● 公共下水道・流域下水道の整備・促進



プロジェクト6 市内15分道路網推進プロジェクト

市内各地域へ15分程度で移動できるような道路網の整備を進めます。

また、道路網の整備に伴い、既存バス輸送の維持と利便性の向上を図り、公共交通の充実に努めます。

- 主な施策**
- 主要幹線道路の整備・促進
 - 環状道路の整備・促進
 - ゆとりある歩行空間の整備



プロジェクト7 鉄道輸送力の増強促進プロジェクト

関係機関との連携により、一層の鉄道輸送力の増強を促進するとともに、駐車場・駐輪場の整備をはじめとした周辺環境整備などを推進します。

- 主な施策**
- 鉄道輸送力増強の促進
 - 駐車場・駐輪場の整備

プロジェクト8 地域情報化推進プロジェクト

民間との連携により情報通信基盤の整備を進めるとともに、市民の情報活用能力の向上を支援し、いつでも、どこでも、だれもが地域情報化の利便性を享受できるような地域社会の形成を目指します。

- 主な施策**
- 電子自治体の構築
 - IT研修事業の推進
 - 情報通信基盤整備の促進
 - 産・学・公・民による情報関連研究開発拠点の整備

プロジェクト9 インターチェンジを活用した産業活力再生プロジェクト

生産流通、物流、さらには、生活に密着した業務サービスなどを併せもつ産業振興の複合拠点づくりに取り組み、農業、工業、商業及び観光産業との連携のもと、複合産業や新産業の創出を図ります。併せて、先端技術産業や商業施設、流通拠点基地の立地誘導、地場産業の育成・支援を図るなど、産業活力再生に向けた拠点づくりを進め、市内産業の一層の活性化を促進します。

- 主な施策**
- 先端技術産業などの立地誘導
 - 地場産業の育成・支援

プロジェクト10 うるおいと安らぎを実感できる美しいまちづくり推進プロジェクト

市民や事業者、行政の協働によりガーデニングなどによる美しい景観づくりを推進するなど、生活にうるおいと安らぎを実感できる美しいまちづくりを推進します。また、地域の愛着や市民相互の連帯感の醸成を図るとともに、新鮮で安全な食料の供給や地域環境の保全を図るため、地産地消の取り組みを推進します。

- 主な施策**
- 美しい景観づくり
 - 川岸などの景観・緑地の保全・創造
 - 郷土文化・芸能などの保存・再生
 - 地産地消事業の推進

プロジェクト11 すべてにやさしいユニバーサルデザイン推進プロジェクト

ユニバーサルデザインの考え方の普及や、だれもが暮らしやすい都市づくり、すべての人に配慮したサービス・情報の提供を進め、すべての人が自己の意思に基づき社会参加できるようなまちづくりを進めます。

- 主な施策**
- 公共空間のユニバーサルデザイン化
 - ユニバーサルデザインの意識の高揚

連合会の動き

島村会長を再選 平成18年度通常総会開催

当建産連は、6月7日午後3時30分から建産連研修センター第1会議室において、平成18年度・第27回通常総会を開催、任期満了に伴う役員改選を行い、島村会長ほか、副会長、専務理事、常務理事の執行部人事を議決した。

議事に先立ち、平成18年度春の叙勲において「旭日双光章」を受章した斎藤評議員に対しお祝いが贈られた。

総数28団体のうち、出席27団体、委任状1団体で総会の成立を報告、議長に島村会長を選出、服部理事と笠原理事を議事録署名人に指名して議事に入った。

第1号議案「平成17年度事業報告の承認について」、第2号議案「平成17年度一般会計収支決算の承認について」、第3号議案「平成17年度特別会計収支決算の承認について」の関連3件を一括上程した。村松常務理事から各議案について順次説明を行い、安藤代表監事から監査報告を受け一括質疑の有無を諮り、いずれも原案どおり承認された。

引き続き、第4号議案「平成18年度事業計画案について」、第5号議案「平成18年度一般会計収支予算案について」、第6号議案「平成18年度特別会計収支予算案について」の関連3件を一括上程、事務局より説明を受け採決の結果、いずれも原案どおり承認された。(平成18年度事業計画は後段に掲載)

次に、第7号議案「役員を選任について」の審議を行い、あらかじめ各団体から推薦を受けた名簿を提示し諮ったところ特に異議なく、理事33名、監事3名、評議員25名の選

18年度通常

埼玉県建設産業団体



あいさつする島村会長

任を決めた(別表1)。続いて、会長以下執行部人事を下記のとおり決定したほか、委員会構成人事を別表2のとおり決め、全議案の審議を終了した。

役員

(会長・副会長・専務理事・常務理事)

会長	島村 治作 (埼玉県建設業厚生年金基金)
副会長	関根 宏 (埼玉県建設業協会)
"	佐野 良雄 (埼玉県電業協会)
"	有山 賢市 (埼玉県空調衛生設備協会)
"	高木 容 (埼玉建築士会)
"	藤原 恒男(新任) (埼玉県造園業協会)
専務理事	須永 光世 (埼玉県建設産業団体連合会)
常務理事	村松 義規 (埼玉県建設産業団体連合会)

多くの関係者を迎え懇親会を開催



田村出納長



田島県議会議長



門松関東地方整備局長

総会終了後、会場を同センター3階大ホールに移し、田村出納長、田島県議会議長をはじめ、国、県関係、公社・公団、関係団体、金融機関、報道機関の方々を来賓として迎え懇親会を開催した。

須永専務理事の司会で開会、あいさつに立った島村会長は、「建設産業界は、公共事業をはじめとする建設投資の減少、価格競争の激化などにより、極めて厳しい経営環境が続く中、国や公共団体においては調達制度に関する諸規定の整備が進められ、多く発注者において総合評価方式の導入が検討されている。



乾杯発声で懇親会がスタート

我々は、建設産業の健全な発展に向けて、時代の変化を十分認識し、課題の改善をはじめ、技術力の向上、経営の改革に努めるとともに、良質な社会資本の整備という社会の要請に応えるよう自己革新を行わなければならないと考えている。建産連としては、このような時代や厳しい環境の変化に対応し、加盟団体との緊密な連携のもと、諸事業を積極的に推進し、建設産業の活性化と健全な発展に向けて最大の努力を傾注していきたい」と述べ、出

席者に対し格段の指導、支援を求めた。

来賓を代表して田村出納長、田島県議会議長、門松関東地方整備局長から祝辞が寄せられた。

田村出納長は「厳しい財政状況の中であるが、県民が安心、安全で豊かさを実感できる基盤整備を進めていく上で、建産連の果たす役割は益々大きくなっており、重要な基幹産業として健全なる発展を望む」と上田知事の祝辞を代読。

また、田島県議会議長からも、「県民の豊かな暮らしを実現していくには、後世に残る良質な社会資本の整備

が必要。地域社会の振興のため、会員諸団体が密接な連携を図りながらそれぞれの立場で尽力されることを願う」と祝辞が寄せられた。

一方、門松局長はあいさつの中で、「業界全体の発展のため、元請・下請に立ち入った低入札の重点調査を実施する」考えを明らかにし、協力を要請した。

続いて、来賓紹介、祝電披露があり、今井道路公社理事長の発声で乾杯、宴席に入り、暫し懇談が続き、盛会裏に閉会となった。

〔別表1〕

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 役員名簿

(順不同・敬称略)

構成団体名	会長 名誉会長	副会長	理事	監事	評議員
(社)埼玉県建設業協会			関根 宏 武井 清	安藤 繁雄	齊藤 康人 古郡 一成
(社)埼玉県電業協会			佐野 良雄 荻野 勝治		島村 光正
(社)埼玉県造園業協会			藤原 恒男	宮下 良夫	伊藤 正博
東日本建設業保証(株) 埼玉支店			浪内 豊代		
埼玉県電気工事工業組合			小澤 浩二		下島勝三郎
(社)埼玉県空調衛生設備協会			有山 賢市		大原 萬彌
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部			渡辺 秀雄		細田 新作
埼玉県建設大工工事業協会			目黒 有		杉田征一郎
(社)埼玉建築士会			高木 容 高橋 庫治	根津仁一郎	塩川 通正
(社)埼玉県建築士事務所協会			豊田 昇		松下 充孝
(社)埼玉建築設計監理協会			桑子 喬		大川 紀夫
(社)埼玉県測量設計業協会			遠藤 修一		関口 修
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部			小川 雅以		荒川 春郎
埼玉県道路舗装協会			真下 恵司		横澤 淳一
埼玉県コンクリート製品協同組合			山田 欣一		岩田 昭彦
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合			庭野 敏夫		西村 昭彦
埼玉県下水道施設維持管理協会			小山 保		矢沢 研二
埼玉県環境安全施設協会			仲村 一夫		小川 裕児
(財)埼玉県建築住宅安全協会			横田 充穂		
埼玉県総合建設業協同組合			白澤 芳正		島田 松夫
埼玉県建設業健康保険組合			清水 澄弘		
埼玉県建設業厚生年金基金			島村 治作		
(社)情報通信設備協会 埼玉県支部			浜田三千男		木下 高志
埼玉県地質調査業協会			遠藤 計		小室 眞
埼玉県生コンクリート工業組合			飯田 康勝		小林 隆
埼玉県設備設計事務所協会			服部 幸二		藤原 克彦
埼玉アスファルト合材協会			島村 健		長浜 忠
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部 埼玉県部会			笠原 保孝		今井 鉄夫
(社)埼玉県建設産業団体連合会	名誉会長 斎藤 裕		須永 光世 村松 義規		

〔別表2〕

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 委員会構成

◎委員長 ○副委員長 (平成18年6月7日現在)

構成団体名	総務委員会	広報委員会	経営改善委員会	研修指導委員会
(社)埼玉県建設業協会	◎関根 宏	古郡 一成	齊藤 康人	武井 清
(社)埼玉県電業協会	荻野 勝治	島村 光正	◎佐野 良雄	
(社)埼玉県造園業協会		伊藤 正博		◎藤原 恒男
東日本建設業保証(株) 埼玉支店			浪内 豊代	
埼玉県電気工事工業組合	小澤 浩二		下鳥勝三郎	
(社)埼玉県空調衛生設備協会		◎有山 賢市	大原 萬彌	
(社)日本塗装工業会 埼玉県支部	渡辺 秀雄		細田 新作	
埼玉県建設大工工事業協会			目黒 有	杉田征一郎
(社)埼玉建築士会	○高木 容		塩川 通正	高橋 庫治
(社)埼玉県建築士事務所協会	豊田 昇			松下 充孝
(社)埼玉建築設計監理協会	桑子 喬			大川 紀夫
(社)埼玉県測量設計業協会			遠藤 修一	関口 修
建設業労働災害防止協会 埼玉県支部		○荒川 春郎	○小川 雅以	
埼玉県道路舗装協会	真下 恵司		横澤 淳一	
埼玉県コンクリート製品協同組合			山田 欣一	岩田 昭彦
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	西村 昭彦		庭野 敏夫	
埼玉県下水道施設維持管理協会	小山 保	矢沢 研二		
埼玉県環境安全施設協会		仲村 一夫	小川 裕児	
(財)埼玉県建築住宅安全協会				横田 充穂
埼玉県総合建設業協同組合			島田 松夫	○白澤 芳正
埼玉県建設業健康保険組合	清水 澄弘			
埼玉県建設業厚生年金基金				
(社)情報通信設備協会 埼玉県支部	木下 高志	浜田三千男		
埼玉県地質調査業協会			遠藤 計	小室 眞
埼玉県生コンクリート工業組合	小林 隆		飯田 康勝	
埼玉県設備設計事務所協会	服部 幸二	藤原 克彦		
埼玉アスファルト合材協会		島村 健	長浜 忠	
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部 埼玉県部会			笠原 保孝	今井 鉄夫

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会

平成18年度事業計画

1 調査研究事業

建設産業の構造改善推進を図るための、各種調査研究等の実施。

2 研修・視察事業

会員団体構成員の知識向上を図るため、一般教養、政治、経済等の各分野における専門家等を招き講演会、研修会を行うとともに文化施設、先端企業等の視察、見学会を行う。

3 構造改善事業等

国において示された「建設生産システム合理化指針」、「建設産業構造改善推進プログラム2004」等の趣旨に則り、次の諸施策の推進を図る。

- (1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会を開催し、「合理的な建設生産システムの構築」や「元・下契約関係の適正化」等、構造改善推進プログラムの取り組むべき事業について推進を図る。
- (2) 国及び県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに、建設産業の構造改善のための事業の推進を図る。
- (3) 会員団体構成員の知識の向上に資するため、関係団体等との共催により、経営、技術研修会、講習会等を開催する。とくに、企業倫理の確立を図るため、独占禁止法の遵守を中心とする講習会を重点的に開催する。
- (4) 元・下関係の検討会や情報交換会等の開催。

4 情報活動

(1) 情報の収集・提供

国、地方公共団体の行政施策、通達、建設産業界の動き、その他労務等に関する情報を適宜収集し、会員団体に提供する。

(2) 機関誌の発行

機関誌「建産連ニュース」を四半期ごとに年4回発行し、(1)の情報を含む有益な情報を会員団体等に提供する。

5 要望活動

社会資本整備の促進、県内建設産業の発展や建設産業が抱えている諸問題の解決等を図るため、必要に応じ随時、国及び地方公共団体その他関係機関に対して積極的に要望等を行う。

6 連絡調整事業等

会員団体の有機的な連携を保持するとともに、会員団体主催等の諸行事への参加はもとより、必要に応じて会員団体相互間に関連する事業にかかわる連絡会議等を開催する。

- (1) 団体会員相互及び関係機関との連携を密にするため、新年賀詞交換会を開催する。

- (2) 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、連絡調整会議等を積極的に開催する。
- (3) 会員団体の主催する会議、国及び県等主催の各種協議会並びに集い、役員・委員等を努める関係団体の会議等に積極的に参画するなど行事遂行に協力する。

7 啓発宣伝事業

- (1) 建設産業の重要性を一般に広くアピールするため、県内小・中学校の児童・生徒を対象として、引き続き「埼玉の建設産業」を題材としたポスター・絵画コンクールを実施する。
- (2) 建設産業のPRを図るため、(1)のポスター・絵画コンクール入賞の優秀作品等を原面に用いた2007年カレンダーを作成し、会員団体をはじめ関係機関等に配布する。
- (3) 建設産業のPRを図るため、必要に応じ各種の広報を行う。

8 埼玉建産連会館及び埼玉建産連研修センターの管理運営

- (1) 建物及び設備の適切な維持管理とともに、会議室等の効率的な利用に努める。
- (2) 会館等利用の安全、財産の保全等を図るため、消防訓練等防災思想の啓蒙を図る。

9 全国建産連事業との連携等

全国建産連並びに(財)建設業振興基金等との連携強化による積極的な事業推進を図る。



委員 理事会報告

通常総会提出議案について協議

平成18年度第1回理事会開催

5月8日正午から、埼玉建産連研修センター第1会議室で本年度第1回目の理事会が開催され、平成18年度通常総会の運営や、付議する議案などについて協議を行った。

当日は、県建設業課の担当者が出席、19・20年度埼玉県競争入札参加資格制度の改正作業を進めるに当たり、会員の意見・要望を聞きたい旨の要請があり、6月12日までに事務局で各団体の意見を集約し、まとめて県へ提出することを申し合わせた。



会議に先立ち島村会長が、「我々中小建設産業界にとって厳しい経営環境が続く一方、品確法の施行に伴い、多くの発注者が総合評価方式の導入を図るべく準備を進めている。建産連としてもこのような時代の変化を真摯に受け止め、加盟団体との協調・協力関係を密にし、諸課題の改善に努め、建設産業の活力再生と健全な元・下関係の構築に向けて事業展開を図っていききたい」とあいさつした後、議事録署名人に清水理事と遠藤理事を選出し議事に入った。

〔議題〕

平成18年度通常総会の開催日程などについて

6月7日午後3時30分から建産連研修センター第1会議室で開催される総会次第（進行要領）、さらに、午後5時から建産連研修センター3階大ホールで開催する懇親会の次第、来賓名簿などについて村松事務局長から詳細説明を受けこれを承認した。

通常総会提出議案について

①平成17年度事業報告の承認について ②平成17年度一般会計収支決算の承認について ③平成17年度特別会計収支決算の承認について—の3件を一括上程、事務局より詳細説明を受けた後、これを承認した。

続いて、①平成18年度事業計画案について ②平成18年度一般会計収支予算案について ③平成18年度特別会計収支予算案について—の3件を一括上程、同様に説明を受けた後、原案どおり承認した。

また、役員を選任については、理事会の前にかれた正副会長会議の中で検討が行われ、正副会長、専務理事、常務理事の全員を留任とすることを諮り、承認された。なお、理事、監事、評議員の役員については、加盟各団体の総会終了後に推薦をいただき決定することとした。

第108号発行とポスター・絵画 コンクール募集について協議

広報委員会

4月25日正午から、建産連会館特別議室で島村会長同席のもとに広報委員会（有山委員長）を開催した。

〔議題〕

「建産連ニュース」第108号の発行について

このほど発行された4月号について、事務局から記事の掲載順に要点を説明、特に意見なく了承された。

「建産連ニュース」第109号の編集案について

7月に発行する第109号の編集案について、編集担当から趣旨説明を受け、特に意見なくこれを了承した。



「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集について

事務局より第27回「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールの収支決算報告を行うとともに、第28回の作品募集要領（案）について説明を受け、例年どおりの内容で実施することを了承した。

その他

次回委員会開催日を7月26日とすることを決めて閉会した。

田村会長を再選 ダンピング排除対策を推進

全国建産連通常総会

(社)全国建設産業団体連合会（田村憲司会長）は6月2日、東京・霞ヶ関ビルの東海大学校友会館で平成18年度通常総会を開催し、任期満了に伴う役員改選を行い、田村会長を再選した。

冒頭、挨拶に立った田村会長は「今年は、品確法が現実に動いてくる年。ダンピングがなくなるよう、全建と全面的にタイアップして、力を補完しながら取り組んでいきたい」と挨拶。

続いて、来賓の大森雅夫国土交通省大臣官房審議官が挨拶に立ち「ダンピングは、大きな意味で建設産業を疲弊させる問題。従来、

元下関係の調査は形式的にならざるをえなかったが、建設業法第19条の3（不当に低い請負代金の禁止）で対応することを考えています。原価の考え方とは何か、調整ができてきました。6月に元下のヒアリングを行い、秋には第1回立入検査を考えています。原価や地位の不当利用についての認定は簡単ではないかもしれませんが、体制を組んで頑張っていきたいと思っています」とあいさつした。

議事では、平成17年度事業報告・収支計算書を原案通り承認するとともに、18年度の事業計画・収支予算書を審議、全会一致で承認された。

続いて役員改選を行い、田村会長を再任するとともに、新任の副会長には、菅原三朗・秋田県建設産業団体連合会会長、岸本剛・佐賀県建設関連団体連絡協議会会長を選出した。

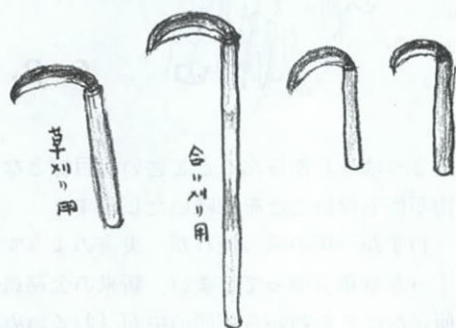


再選された田村会長は、「これまでダンピング問題に取り組んできた。品確法のきっかけは建産連がつくったと自負している。総合評価方式が、予定価格90%台で落札できる制度にならなければいけない。入札ポンドについては、どの程度のことをやるのかよく分からないので、試行結果を見た上で意見を主張していく」と述べた。

また特定JV廃止論に対しては、「特定JVをやめれば、地方の（業者の）受注機会は大きく減少する。特定JV廃止には全面的に反対。全建とも意見をすり合わせたので、今後、徹底抗戦していく」考えを明らかにした。総会終了後には懇親会が開催され、岩井國臣、脇雅史両参議院議員など来賓多数が駆けつけ、盛会裏のうちに終了した。

要すべき土木の人たち

市川正三



5.0. — 丁 張 り —

突然の客

「丁張りかけてくれないか、仕事にかかりたいんで」と、若い親方が体に似合わぬ蚊の泣くような声で、おずおずと私の前に立ちました。

「ちょうはり？腸がはる・・・、何だろう」と、心の中で自問しました。

その頃は、埼玉国体などがあり、徹夜で仕事をするのも珍しくなかったので、気力体力共に落ち込んでいて、いつもむかむかと、腹の具合が悪かったのです。

役所の人が何か考え込んでいるので、今度は大きな声ではっきりと、「今日から仕事に入りたいんで、丁張りお願いにきました」



どうやら、現場の担当者らしいのですが、役所にはあまり来たことはないらしく、緊張しております。

そう言う私も、県に入ってから2年目の新米公務員です。現場代理人の届けもなく、工程表も何も打ち合わせがしていないのに、「突然の丁張り依頼」に何の疑問も持たず、「場所はどこですか、お宅の会社はどちらですか」

「木曾工務店の赤山ですが、場所は宿谷川と高麗川の合わさる所です」

「ははあ、去年の台風で崩れた所ですね」

「よくわからんけど、あんたの名前が図面に書いてあるので頼みにきました」

「ええ！私の名前が書いてあったんですか」

「設計者が富田で、写真が市川って書いてあるんで、この人に頼めばいいと会社の人に言われたんで」

こんな会話の中でも、「丁張り」って何だろうと考えておりました。あいにく、上の者は出払って一人もおらず、何のことも聞くことができません。

「悪いけど、すぐ来てくれないか」

「いま、役所の車がないんで、後にしてもら

えませんか」

「車はわしのに乗ってくれませんか、現場で待ってる者がいるんで」

当時は、役所にも車は少なく、現場へは業者の車で送り迎えをして貰ったものでした。



ガタゴト、現場に行きますと、この親方よりもっと若い20才前のおとなしそうな人が2人で待っておりました。かたわらには、木の杭と細長い板（貫板）がおいてあり、一人はかけやを抱えもっておりました。

草原の輝き

ところが、現場の状況を見ると、草がぼうぼうと生い茂っていて、人の背よりも高く風にゆらいでおります。

思えば、この場所を測量した時は、洪水の後なので、河原がすっかり洗われて砂利や砂が辺り一面に広がっておりました。したがって、見通しが良く、測量もやりやすかったのです。レベル（水準測量の器械）も一カ所に据え付ければ、測りたいところが全て見えました。

ところが、この景色は何なのだ！「むく犬のけつめんどう」と、役所の先輩が何かにつけて言っていた例えがありました。まさに、そんな状況でした。

別の機会に紹介するつもりですが、役所の人はよくこんな駄洒落めいた事を口にいたします。

「むく犬のけつめんどう」とは、何がなにや



らさっぱりわからんことを言い、目標となる物が何もないことを意味いたします。

わずか一年の時の流れが、災害のようすをすっかり草で覆ってしまい、新米の公務員も何がなにやらわからず頭の中が「むくいぬのけつめんどう」になってしまいました。これには困りました。



「こんな何も見えない所で、丁張りを設置したことあるんですか」と、わらをもつかむ思いで、若い親方に聞きますと、

「いや、いつも役所の人がかけてくれるので、どうやるんだかわかりません」と、いやにきっぱりと言いました。

私は、位置と高さの確認をすればいいんだろう位の軽い気持ちで現場に来てしまったことを後悔しました。と同時に、そんな自分に無性に腹が立ちました。

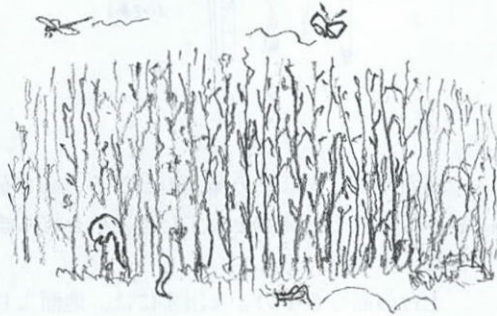
「丁張り」の意味すらよくわからない人間が、このこのこと、この草ぼうぼうの現場に連れて

こられ、途方にくれているからです。

しかし、現場に到着するまで、車の中で必死に考えたんですが、多分、大学で勉強した「遣り方」のことではないかと思いました。すなわち、これから造る構造物の位置や高さを三次元的（長さ、幅、高さ）に表現すればよいのだと思いつきました。でも、「実際にそれを行うにはどうすれば良いのだろう」と、不安でいっぱいでした。

幸か不幸か、現場は草ぼうぼうです。この草をどうにかしなければなりません。そこで、「この草では何も見えません、草を刈るようですね」と、言いました。

草ぼうぼう



「そうだな、今、鎌持ってくる」と言って車に取りに行きました。後から考えると、この時がチャンスでした。その時は草刈りの道具が無ければとちらっと思っただけでした。

それから、4人で草を刈りました。私は山仕事で使い慣れている柄の長い「合い刈り鎌」を借りて作業を行いました。河原は広く、1時間位やってもらちがあきません。

ベンチマーク（基準の高さを示す印；下流のブロック積み擁壁の土台に目印をつけてあった）にスタッフ（箱尺）をたてて、その目盛りが読めなければ話になりません。

ある程度の目標を定めて草を刈ったのですが、鎌の切れが悪くはかどりません。他の3人の腰つきを見ても草が刈れる格好ではありません。

鎌 研 ぎ

「砥石がありませんかね」と、期待もせず聞きますと

「そう言えば、いくつかあったような気がする」と言って、また、車までとりに行ってきました。

すると、「荒砥石」と「中砥石」を持ってくるではありませんか、

「良いのがあるんじゃないですか、この鎌も皆の鎌もどれも研いではないのはどういうわけですか」

「いやあ、研ぎ方がよくわからんもんでな」と、あつけらかんと言いました、

そこで、荒砥石を主に研ぎました。手入れの良いものなら、荒砥はあまり使わないのですが、この鎌ときたら、刃こぼれはするは、真っ赤に錆びているわで、どこからどこまでが「刃先」か定かではありません。

皆は「なるほど、うめえもんだな」と、感心して見ておりました。

中砥でさっと仕上げで作業にかかろうとしますと、

「あ、これ」と、言いながら自分達の鎌を差し出すではありませんか、びっくりしてその鎌と皆の顔をみますと、

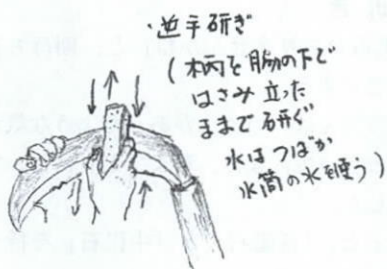
「まさか、ここで草刈りするとは思っていなかったんで」

それは、こちらで言いたいセリフでした。しかし、腹は立ちませんでした。草刈りをしている間は「丁張り」をかけなくてすむからです。

何せ、草刈りをしながら、どこに杭をうっているのやら、そこに板をとりつけるには？などと、自問自答していたので、頭の中がいっぱいだったからです。

「まず、荒砥で、錆び落としと刃の所がボロボロなので、ゴシゴシ研いで、刃先を揃えてください」と、言いますと、

「自分達は慣れていないので出来ません」と、不安そうです。



「いま、見ていたでしょう。ただ、手を逆手に持つのは危険なので、こうやってください」と、下に置いて研ぐ方法を教えました。しかし、自分達で研がされるのが不満らしく気が入っておりません。

「刃物は、心を込めて研がないと、切れるようにはなりません」

「こんな事をやっていて『丁張り』はどうすんですか」と、私がどきりとするようなことを言うではありませんか。そう言えば、鎌の研ぎ方を説明に来たのではありません。

「しかし、この草で何も見えないのではどうしようもないでしょうが、鎌が切れないと能率が上がりません。山仕事では、『研ぎ10分、草刈り5分』と言って、研いでる時間の方が長いです。また、その方が仕事ははかどるんですよ、草刈りは研ぐのが仕事なんです」と、また、説明をしてしまいました。

こんな3人を残して、草刈りに入りました。鎌が切れるので、今度はどんどん能率が上がりました。

測量したときの様子をはっきりしてきて、杭が出てきました。そうだ！ここ、この地点に丁張りをかければ良いんだ、私の心に光明が射してきました。上の者の指示で何気なく打った測点（曲線部や地形の変化点以外は普通20メートルごとに設置する）の杭がこんなに懐かしかったことはありません。

ふと、鎌をといでいる3人を眺めやると、まだ、もさもさとやっております。仕方がないので、戻って3人分の鎌を研いでやりました。

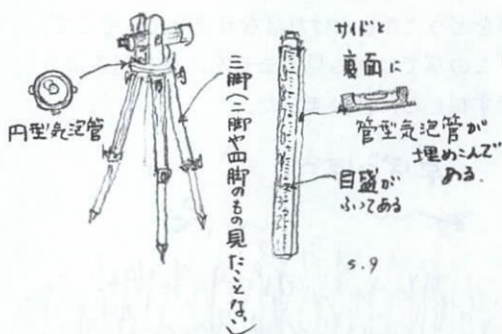
4人で作業を開始すると、さっきまでとち

がって、面白いように作業がはかどりました。それこそ、あっという間に草刈りができました。

未知への挑戦

役所から持参したレベル（水準測量の器械）を組み立て、下流のベンチマークから測り始めました。

レベルとスタッフ



図面から、先ほどの測点のところの高さを読み取り、その高さを表すため、杭を打ちました。

土台の高さをそのまま出すには、地面よりだいぶ下になるので、掘削しなければなりません。困ったあげく、土台から1メートル上の位置を決めました。後から知ったのですが、このような状況を「1円借り」と言います。

測点が土台工の位置に打ってあったので、とりあえず、ブロック積み擁壁の丁張りは、後からでも良いのではないかと、何回も図面を見ている内に気づきました。

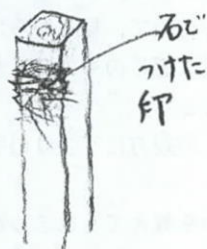
しかし、これからこの位置に土台工をつくるには、こここのところを掘って型枠を組み立て、コンクリートを打設しなければなりません。したがって、これらの作業に、丁張りが邪魔になっては困ります。

そこで、この土台工の幅に余裕をもたせて、その両脇に杭を打って貰いました。さっきまでの草刈りとはうってかわって、3人とも元気で、かけやを大きな軌道を描きながらふるっ

たり、杭を支えてる者もかけ声を出したりしております。いよいよ、本日のメインイベントに入ったからであります。私は役所の威信？がかかっているので必死です。

この2本の杭に、さきほどの「1円借り」の高さに印を付けて貰いましたが、無造作というか、乱暴にしているようなので、レベル（測量器械）からはなれて、3人の所に行きました。測量したことのある人なら誰でも経験があると思いますが、測定している最中に、器械から離れることはとても面倒なことなのです。

すると、河原の石で印をつけているではありませんか。



「鉛筆は？」

「車の所に行けばあると思うんだけど、めんどくさいんでね」と、こちらの面倒をよそに、しゃあしゃあと言います。

「ここは、大事な所なんで慎重にしてもらいたいんですよ」

「あんな遠くの車まで、たかが鉛筆をとりに行かせるんかい」

たしかに、高麗川の支流の宿谷川は小さな川なので、車の置き場がなく飯能寄居線の県道の近くまで行かなければなりません。不満そうな3人の顔にかこまれて、

「うーん、そうだなあ」

しかし、石でこすりつけた印は、蚊にさされた背中みたいに、斜めや曲線が入り混じってゴリゴリと無数の線が杭に刻まれておりました。

「それではしかたがないですね、釘があるでしょう。釘でこちらの面に印しをつけましょう」と、杭の裏側を指し示しました。

「なるほど、その手があったか」と感心しておりますが、どうも、車まで取りに行かなくて済んだことを喜んでみたいでした。

今度の3人は、慎重ながらも手際よくやっております。印がすぐについたので、そのことを合図するため、小学校1年生みたいに「はい」と手などを高々とあげています。

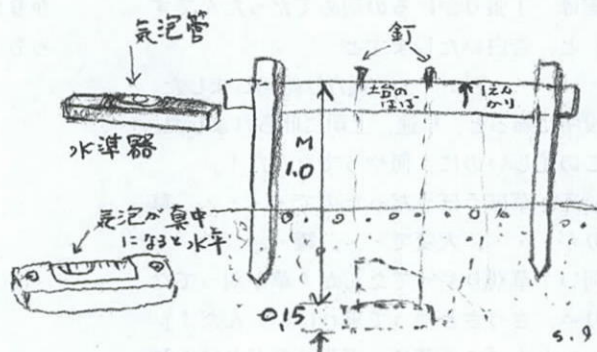
私は、また、のぞいていたレベルのところから皆の所に戻り、この杭の印しに合わせて板を打ち付けました。この板の上端が土台工の敷高より1メートル上になります（1円借り）。さらに、この板に土台工の幅を示すため釘を打ちました。

「この板の上端より1メートル下が土台工の敷きの高さになるので、その下の地形砂利の厚さ15センチ分をくわえて1メートル15センチ下までが掘削するところですよ」と説明していると、この板にペンシル型のマジックペンで、「土台工の敷きまで1.15」、釘の下には「土台工の幅」、などと書いているではありませんか、

「あれ、マーキングの道具があるんじゃないですか」

「さっき、監督は鉛筆と言ったじゃねえかな」と仲間も皆うなづいている。

丁張り & 水準器



水準器でこの板の水平を確認しこの地点の丁張りらしきものが完成いたしました。

この要領で、つぎつぎと作業を行いました。測点毎に高さが異なるので、図面を見ながら現地にその高さを出しました。このころは4人の息も合い、なにやら連帯感が生まれ、その分作業もはかどりました。

はたせるかな、測点毎にこの丁張りらしきものを設置していくと、それらしい雰囲気があるではありませんか、これなら、草も刈ってあるし、大型の掘削機械でも作業ができそうです。

心なしか、若い親方もきびきびしてきました。そればかりか、図面を持ってきて

「この土台工が出来上がれば、それを基に、今度はブロック積擁壁工の丁張りをかければ良いんですね」と、丁寧な言葉で言いました。

そこで、ブロック積擁壁工の勾配と天端(てんば；擁壁上部の平坦部)の高さを測り出し、説明しました。親方は、健気にも、その数値を自分の図面に書き込んでおります。あわせて、裏込栗石(擁壁の背後に径5センチから15センチ位の丸い石を詰める)の幅も出しておくと、作業がし易くなるんじゃないかと言いました。いずれにしても、土台工の位置と高さが決まっているので、それに教わりながら丁張りをかければ良いのだと、親方と2人で納得しあいました。今後の打ち合わせもすんだところで、

「実は、丁張りかけるの初めてだったんですよ」と、告白いたしますと

「……………」親方は絶句しました。

役所に帰ると、早速、上司に叱られました。

「この忙しいのに、何やってたんだ！」

「いえ、草ぼうぼうだったので…………、草刈りが…………、大変で…………、鎌…………」

「何い！草刈りやってたんか！草が刈ってなけりゃ、さっさと帰って来ればいいんだ！」

「いいか！『この草じゃ丁張りなどかけられ

ん、草を刈ったらまたくるから』とか言って早く帰ってくれば良かったんだよ！このくそ忙しいのに」

なるほど、その手があったのか、さっさと帰ってくれば良かったんだ。見栄はって丁張りかけることなかったんだ。まさに冷や汗ものでした。

それからは、現場に行っても、丁張りに無関心ではいられなくなりました。よく観察してみると、色々な丁張りがあり、会社毎に特長があることなどわかりました。

丁張りの善し悪しで工事の出来も推測出来るようです。凄いの、島村組(今は島村工業)の親方がかけた丁張りでした。橋台(アバット)の丁張りでしたが、バランスがよく、すっきりとしていて、見るからに素晴らしい橋が出来そうな感じのものでした。まさに芸術そのものでした。

そこで、この親方に丁張りの手ほどきをして貰いました。

色々とこつを教えてくださいましたが、大事なことは「現場を良く観察し、邪魔な物は取り除くこと」「図面と仕様書はいつでも見られるようにしておくこと」の2つでした。

そういえば、この親方は図面を薄い板に張り、それを入れる大きな布袋を持ち歩いておりました。

それからは、丁張りかけの依頼があると、いそいそと出かけるようになりました。現場と構造物の両方がきっちりと頭の中に入るばかりか、不意に現れる上司の工務課長にしどろもどろ説明しないで済むからです。

告知板

埼玉県総合評価方式 活用ガイドラインの概要

平成18年6月 埼玉県（公表資料）

総合評価方式の試行について

1 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（H17.4.1施行）について

【目的】公共建設物の耐久性向上など品質確保の促進

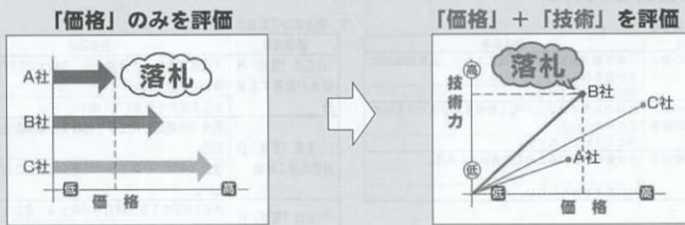
成立の背景：厳しい財政状況・ダンピングの増加・民間技術力の向上・独禁法改正・談合

「価格のみの競争」から「価格と品質との総合的な競争」への転換を図る

入札への総合評価方式の導入

効果

コスト縮減と品質の確保・民間技術力の活用・談合が行われにくい環境の整備



1. 総合評価方式の分類

総合評価方式においては、公共工事の特性（技術的な工夫の余地、技術提案の余地など）に応じて、次の簡易型、技術提案型のいずれかの方式を選択する。

なお、単価契約等の軽易な工事や緊急工事への適用については、除外する。

(1) 簡易型

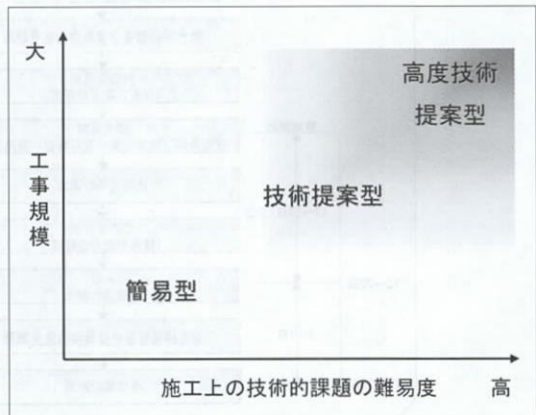
施工計画や同種・類似工事の経験、工事成績等について記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

(2) 技術提案型

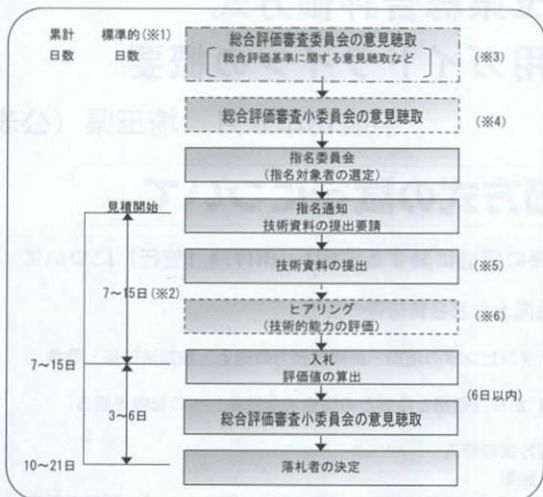
簡易型で求める技術資料の内容に加え、施工に伴う安全対策、交通・環境への影響、工期の縮減等についての技術提案に関する事項を記述した技術資料の提出を求め、それにより技術力と価格との総合評価を行う。

(3) 高度技術提案型

高度な技術提案を要する工事、予定価格の設定などを行う総合評価方法については、今後、検討する。



2. 簡易型の手順 (指名競争入札の場合)



- ※1 所要日数には、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
- ※2 建設業法の見積期間以上で、技術資料の作成日数を考慮して決定する。
- ※3 あらかじめ包括的に意見聴取を行う。
- ※4 総合評価方式による工事を追加するとき、評価項目を追加するときなどに開催する。
- ※5 技術資料の提出締切は入札日から起算して2日以前とする。
- ※6 ヒアリングは、必要に応じて実施する。

3. 簡易型の必須評価項目

ア 施工管理の適切性

評価項目	評価基準
(7) 工程管理の適切性	工事工程や実施手順が合理的であり、品質確保の工夫が見られる。 特に工夫が見られない。
(4) 工事材料や施工の品質管理の適切性	材料の品質不良防止や施工管理をより高めるための工夫が見られる。 特に工夫が見られない。
(7) 安全管理の適切性	安全管理を高めるための工夫が見られる。 特に工夫が見られない。

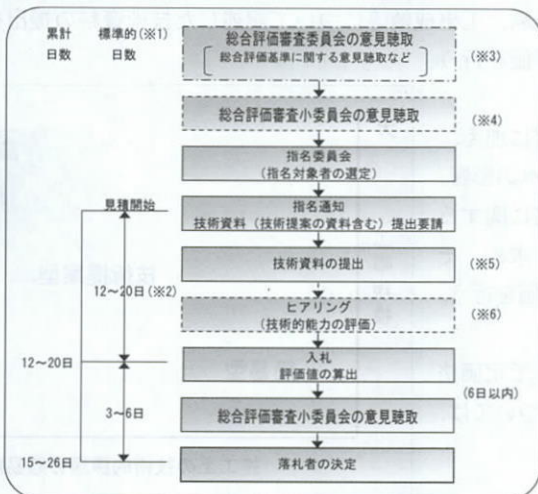
イ 企業の技術能力

評価項目	評価基準
(7) 施工実績	過去10年間に公共工事で同種又は類似の施工実績がある。 過去10年間に公共工事で同種又は類似の施工実績がない。
(4) 同種及び類似の工事成績評定	本県発注工事の過去2年間の平均点が8.0点以上7.5点以上、8.0点未満 7.5点未満
(7) V E の提案	過去2年間に契約後 V E 提案の採用実績がある。 または、当該工事で適正な契約後 V E を行う。 過去2年間に契約後 V E 提案の実績がなく、当該工事で適正な契約後 V E の予定もない。

ウ 担当者の技術能力

評価項目	評価基準
(7) 主任 (監理) 技術者の保有する資格	1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかを保有している。 上記の資格を保有していない。
(4) 主任 (監理) 技術者の施工経験	過去10年間に公共工事で同種又は類似の施工経験がある。 過去10年間に公共工事で同種又は類似の施工経験がない。
(7) 主任 (監理) 技術者の成績評定	過去2年間の工事成績の平均点が8.0点以上7.5点以上、8.0点未満 7.5点未満

4. 技術提案型の手順 (指名競争入札の場合)



- ※1 所要日数には、日曜日、土曜日、祝日等を含まない。
- ※2 建設業法の見積期間以上で、技術資料の作成日数を考慮して決定する。
- ※3 あらかじめ包括的に意見聴取を行う。
- ※4 総合評価方式による工事を追加するとき、評価項目を追加するときなどに開催する。
- ※5 技術資料の提出締切は入札日から起算して5日以前とする。
- ※6 ヒアリングは、必要に応じて実施する。

5. 技術提案型の必須評価項目

ア 技術提案

評価項目	評価基準
(工事的物性の性能、機能の向上に関する例) ・舗装構造提案による走行騒音の低減量 ・建物構造提案による構造強度の増加量 ・ポンプ構造提案による排水能力量の増加量等	提案数値による定量評価
(社会的要請への対応に関する例) ・歩行者用通路として確保できる幅員等(施工に伴う安全対策) ・工事施工に伴う、交通止めなど交通規制日数の短縮日数等(交通への影響) ・工事施工による、水質汚濁防止のための排水の浮遊物の低減量や騒音の低減量 ・工事現場からの建設廃材の排出量の低減量等(環境への影響) ・供用開始を早めるための工期の短縮日数等(工期の短縮) ・間伐材、伐採除根材等のリサイクルの率の向上等(その他)	

イ 技術提案を実現するための施工計画

評価項目	評価基準
施工計画の適切性	現地の条件に合った適切な施工計画であり、優位な工夫が見られ、提案された品質等の確保が確実である。
・与条件との整合性 ・技術的裏付け等	現地の条件に合った適切な施工計画であり、工夫が見られ、提案された品質等の確保が見込まれる。工夫が見られない。

ウ 企業の技術能力

評価項目	評価基準
(7) 施工実績	過去10年間に公共工事で同種又は類似の施工実績がある。 過去10年間に公共工事で同種又は類似の施工実績がない。
(4) 同種及び類似の 工事成績判定	本県発注工事の過去2年間の平均点が80点以上 75点以上、80点未満 75点未満
(9) VEの提案	過去2年間に契約後VE提案の採用実績がある。または、当該工事で適正な契約後VEを行う。 過去2年間に契約後VE提案の実績がなく、当該工事で適正な契約後VEの予定もない。

エ 担当者の技術能力

評価項目	評価基準
(7) 主任(監理)技術者の保有する資格	1級国家資格、1級建築士、技術士のいずれかを保有している。 上記の資格を保有していない。
(4) 主任(監理)技術者の施工経験	過去10年間に公共工事で同種又は類似の施工経験がある。 過去10年間に公共工事で同種又は類似の施工経験がない。
(9) 主任(監理)技術者の成績判定	過去2年間の工事成績の平均点が80点以上 75点以上、80点未満 75点未満

6. 選択評価項目の例(簡易型・技術提案型共通)

ア 施工上の課題への対応

評価項目	評価基準
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	発注者が指定した工事的物性の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応であり工夫が見られる。 工夫が見られない。

イ 企業の技術能力

評価項目	評価基準
新製品・新技術紹介制度等の登録	国土交通省の新技術情報システム(NETIS)に登録。 埼玉県の新製品・新技術紹介制度に登録。 なし。

ウ 担当者の技術能力

評価項目	評価基準
(7) 優秀工事技術者表彰	過去2年間に埼玉県の各部署の優秀現場代理人等表彰を受けた。 上記の表彰なし。
(4) 主任(監理)技術者の施工経験	過去10年間に近隣での公共工事の施工経験がある。 過去10年間に近隣での公共工事の施工経験がない。
(9) 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が確認できる。 実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる。 その他
(2) 当該工事の理解度・取り組み姿勢	当該工事について適切に理解した上で、質問や提案等積極的な取組姿勢が見られる。 当該工事について適切に理解している。 その他
(4) 技術者の対応能力	近隣住民や第三者に対して工事説明や苦情処理などの対応が適切にできる。 その他

エ 企業が地域で安全・安心な工事を実施する能力や社会的貢献度

評価項目	評価基準
(7) 地理的条件	本店の所在地が県内である。 本店の所在地が県外でない。
(4) 近隣での施工実績	過去5年間に近隣での公共工事の施工実績がある。 過去5年間に近隣での公共工事の施工実績がない。
(9) 地域の安全・安心への貢献の実績	過去5年間に災害協力活動等を行った。 行っていない。
(2) ボランティア活動の実績	過去5年間にボランティア活動を行った。 行っていない。
(4) 労働福祉の状況	障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率に1%を加えた率で障害者を雇用している。 法定雇用義務はないが2人以上の障害者を雇用している。 達成していない。
(8) 安全・安心の状況	過去10年間に公共工事で作業員及び第三者の死亡事故を起こしたことがない。 ある。
(4) 地域状況の把握	過去に近隣で自社が施工した公共工事について完成後定期的なパトロールやアフターケア体制の整備を行っている。 行っていない。
(9) 公共施設の管理協力等	道路や河川等埼玉県が管理する公共施設について損傷箇所の情報提供や改善提案などを行っている。 行っていない。

オ 企業倫理や信頼性等

評価項目	評価基準
企業の信頼性(複数該当するときはその配点を累加する)	公告日(指名通知日)以前1年間に県発注工事の指名停止措置や埼玉県建設工事等暴力団排除措置要綱により指名から除外措置を受けた。 過去2年間の県発注工事で不正軽油を使用し工事成績判定の法令遵守項目で減点対象となった。 過去2年間の県発注工事で埼玉県環境保全条例によるディーゼル車の不適合車を使用し動告以上の措置を受けた。 過去2年間の県発注工事で過積載を行い改善指導されたことがある。 過去2年間の県発注工事の総合評価方式で技術資料及び技術提案の内容に基づき履行できなかった。 過去2年間に指名の要と受ける行為があった。

カ その他

評価項目	評価基準
(7) 県内下請け	下請けを県内企業から選定する。 選定しない。
(4) 県産品	工事材料を県産品から選定する。 選定しない。

7. 落札者の決定

(1) 評価値の算出と落札者の考え方

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。評価値の算出方法としては、次に示す除算方式とする。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価格}} = \frac{100 + \text{加算点}}{\text{価格}}$$

(2) 技術評価点等の考え方

技術評価点は、基礎点（100）に加算点を加えたものとする。

加算点は、評価の結果得られた得点の合計値とする。ただし、配点にあたって、満点が上限値を超えるときは、満点が上限値となるように補正を行う。簡易型20点、技術提案型は30点を超えたときに補正を行う。

(例) 簡易型で必須評価項目20点、選択評価項目8点、合計28点を評価点の満点とした場合で、評価の結果A社の得点の合計点が22点であったとき、次のように補正する。

$$\begin{aligned} \text{加算点} &= \text{得点の合計点} \times \frac{\text{上限値}}{\text{評価点の満点}} \\ &= 22\text{点} \times \frac{20\text{点}}{28\text{点}} = 15.7\text{点} \end{aligned}$$

8. 中立かつ公正な評価の確保

ア 学識経験者の意見聴取

総合評価方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価等を行うため、学識経験者等への意見聴取の場として「埼玉県総合評価審査委員会」（以下「委員会という。」）を設置する。

また、委員会に「埼玉県総合評価審査小委員会」（以下「小委員会」）を置く。

○委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

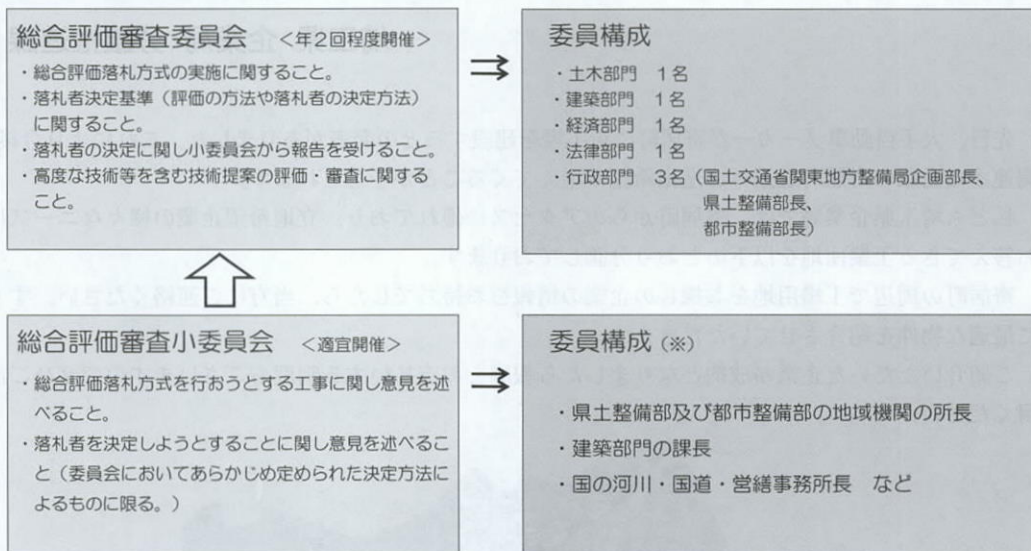
- (1) 総合評価落札方式の実施に関する事。
- (2) 落札者決定基準（評価の方法や落札者の決定方法）に関する事。
- (3) 落札者の決定に関し小委員会から報告を受ける事。
- (4) 高度な技術等を含む技術提案の評価・審査に関する事。

○小委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 総合評価落札方式を行おうとする工事に関し意見を述べる事。
- (2) 落札者を決定しようとする事に関し意見を述べる事。（委員会においてあらかじめ定められた決定方法によるものに限る。）
- (3) 小委員会において述べた意見を委員会に報告する。

9. 埼玉県総合評価審査委員会と小委員会

(参考) 埼玉県総合評価審査委員会の構成



※「なお、学識経験者には、意見を聴く発注者とは別の公共工事の発注者の立場での実務経験を有している者等も含まれる。」
 「地方公共団体においては、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴くことされている」
 （「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」（平成17年8月閣議決定）より）

10. 情報公開

手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。

落札者決定後

総合評価方式を適用した工事において落札者を決定した場合は、契約後速やかに以下の事項を公表する。

- (ア) 業者名
- (イ) 各業者の入札価格
- (ウ) 各業者の技術評価点
- (エ) 各業者の評価値

寄居町周辺の工業団地について

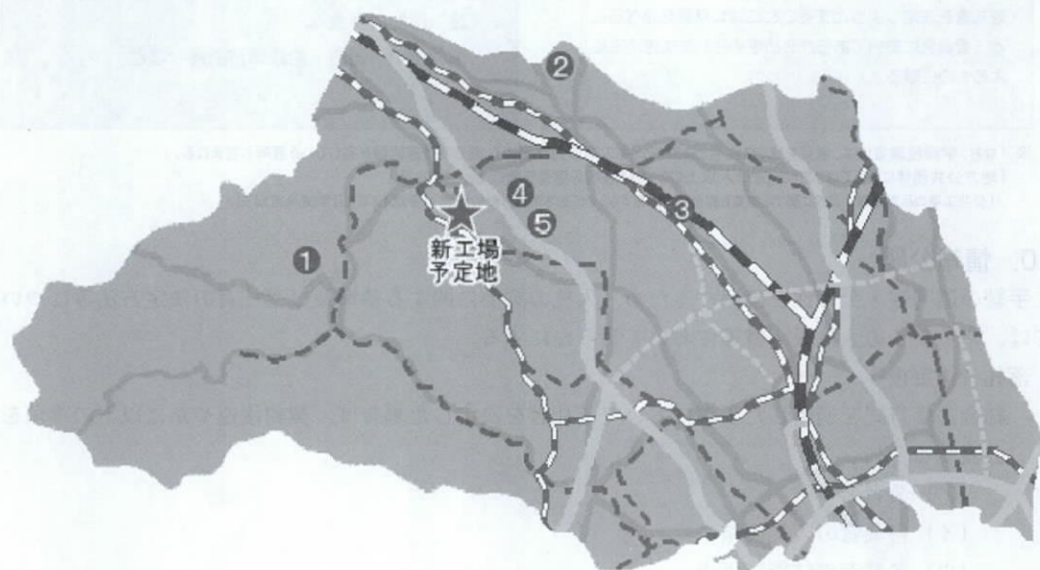
埼玉県 企業局 分譲推進課

先日、大手自動車メーカーが寄居町に新工場を建設するとの発表がありました。これにより今後、関連する企業の寄居町近辺への進出希望が増えてくることが予想されます。

私ども埼玉県企業局では、寄居町からのアクセスに優れており、立地希望企業の様々なニーズにお答えできる工業団地を以下のとおり分譲しております。

寄居町の周辺で工場用地をお探しの企業の情報をお持ちでしたら、当方にご連絡ください。すぐに最適な物件を紹介させていただきます。

ご紹介いただいた企業が成約となりましたら報酬をお支払いする制度もございますのでぜひご利用ください。



①秩父みどりが丘工業団地
坪5～6万円と破格の安さ
リースも行っております

②妻沼西部工業団地
どの区画も形状が抜群
価格も坪9万円前後です

③行田みなみ産業団地
17号バイパス隣接
残り1区画(2,500坪)

④川本春日丘工業団地
現在分譲中の5団地で最大
の2万坪の土地があります

⑤嵐山花見台工業団地
嵐山小川インター直近
残り1区画(7,000坪)

※ホームページに各団地の詳細な情報が掲載されておりますのでご覧ください。

埼玉県 企業局 分譲推進課 (048-830-7123)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/A90/BT00/kigyou/>

建産連 だより

加盟団体の通常総会終わる

(社) 埼玉県建設業協会

5月16日14時20分より

浦和ロイヤルパインズホテル

非改選 会長 関根 宏

副会長 武井 清

〃 斉藤 康人

〃 安藤 繁雄

〃 小川 雅以

〃 古郡 一成

〃 平岩 宗敏

事業予算 1億8,687万円

主な事業

- ①品確法と総合評価方式への対応
- ②建設業の再生・経営革新への対応
- ③法令遵守の徹底と企業の社会的責任への対応
- ④環境問題への対応
- ⑤技術力の向上と人材育成対策の推進

(社) 埼玉県電業協会

5月30日13時30分より

ホテルブリランテ武蔵野

改選 会長 佐野 良雄

副会長 荻野 勝治

〃 島村 光正 (新任)

〃 岡村 一巳 (新任)

常任理事 長井 邦男

〃 吉村 克昌

事業予算 9,817万円

主な事業

- ①技術研修・講習会の開催

②安全大会及び安全衛生特別教育の開催

③県との防災協定に基づく各種事業

④代表者研修会、経営者セミナー、営業関係者研修会、新入社員研修会の開催

⑤機関誌の発行

プロフィール

(社)埼玉県電業協会は、電気工事業者の団体として、公共投資の減少等厳しい経済環境の中、会員企業の健全なる発展を図るため、経営の改善・人材の育成・労働災害の防止・高度情報化等めまぐるしい業界の構造の変化に対応すべく時宜を得た各種施策を積極的に実施していく。また、事業の実施に当たっては企業倫理の確立を図りながら会員の意見を尊重し、その声を事業に反映させるとともに、関係諸団体と協調しつつ行政機関等に対しては、地元中小専門工事業者の活用と分離発注の促進をはじめ各種の要望・提言を積極的に行い会員の地位の向上を図っていくことを基本方針としている。

協会には、総務・企業対策・事故防止対策・技術研究・広報の各委員会を設け、ほかに受注拡大・倫理の各特別委員会を置き、基本方針に従い積極的に活動している。

会員数は、18年度総会時で76社である。

(社) 埼玉県造園業協会

5月22日13時30分より

浦和東武ホテル

改選 会長 藤原 恒男 (新任)

副会長 宮下 良夫

〃 小林 猛

〃 岡村 藤美 (新任)

事業予算 4,658万円

主な事業

- ①造園緑化の推進
- ②造園技術及び資質に関する事業
- ③都市緑化普及事業

- ④公益事業の推進
- ⑤機関紙の発行と情報提供

埼玉県電気工事工業組合

5月19日15時50分より

大宮ラフォーレ 清水園

非改選

事業予算 14億9,240万円

主な事業

- ①オール電化住宅普及センターの運営と利用者の拡大
- ②提案型技術営業「でんき元気キャンペーン」の推進
- ③新会館建設計画の策定及び推進、土地の取得
- ④調査業務の調査品質向上及びお客様満足度の向上
- ⑤中小企業人材確保事業の推進

(社)埼玉県空調衛生設備協会

5月19日15時より

ホテルブリランテ武蔵野

改選 会長 有山 賢市

副会長 大熊 泰雄

〃 大原 萬彌 (新任)

(社)日本塗装工業会 埼玉県支部

5月9日15時30分より

ベルヴィ武蔵野

改選 支部長 渡辺 秀雄 (新任)

副支部長 中村 憲一

〃 内藤 文明 (新任)

主な事業

- ①ボランティア活動の推進
- ②技術・技能に関する研修会、講習会の開催
- ③安全大会の開催
- ④ペインテナンスキャンペーンの展開

(社)日本塗装工業会(日塗装)は建設

塗装業者唯一の全国団体であり、テーマは「地球にやさしく、人にやさしく、色彩豊かで、心豊かな街づくり」である。

1 ボランティア活動

毎年会員全員参加のもと、2日間にわたり埼玉県庁からご紹介いただいた青少年施設、老人施設等福祉施設の塗り替え奉仕活動を行っている。

2 戸建住宅リフォームサービス

(ペインテナンス)

お客様の安全を第一に各種イベント等により塗装への理解を深めていただくとともに、保証事業(塗膜性能保証)を実施している。

3 品質技術安全の講習会開催

各種塗料による施工法の研修・技能検定等各種講習会開催による技術者の育成・安全大会・会員による現場パトロールを実施、安全意識の高揚に努めている。

4 レクリエーション大会

会員相互の協力と親睦を図るため、実施している。

埼玉県建設大工工事業協会

3月7日

非改選

主な事業

- ①建設型枠 1、2級技能検定試験
- ②型枠施工 学科講習会、実技講習会
- ③定例会議 「七日会」

(社)埼玉県建築士事務所協会

5月22日15時より

浦和ワシントンホテル

改選 会長 豊田 昇 (新任)

副会長 横尾 弘明

〃 松下 充孝 (新任)

〃 栗田 政明

〃 宮原 克平

事業予算 5,317万円

主な事業

- ①新会員の増強
- ②公庫融資住宅調査技術者業務講習会の
広報・支援
- ③建築と環境のサステナブルの推進
- ④法令及び設計技術等に関する情報収集
と伝達
- ⑤建築士事務所の管理建築士、開設者講
習会及び分野別講習会の広報・支援

(社) 埼玉建築設計監理協会

5月26日15時30分より

東晶大飯店

非改選

事業予算 1,100万円

主な事業

- ①職能確立、社会的地位向上に関する諸
活動
- ②IT化の推進
- ③環境問題
- ④会員増強

(社) 埼玉県測量設計業協会

5月18日14時30分より

埼玉建産連研修センター2階 第1会議室

改選 会長 遠藤 修一

副会長 関口 修

〃 小山 進

常務理事 間仁田 勝 (新任)

事業予算 3,709万円

主な事業

- ①公益法人として社会公益事業の実施に
努める
- ②技術の多角的研修を進め、会員の技術
能力の増進を図る
- ③官公庁に対し、県内業者(特に協会会員)
の育成を要望する
- ④構造改善及び機械化等により経費の節
減を通じて、経営の合理化を図る

- ⑤測量業に関する諸制度の研究を行い、
かつ公的措置を踏まえて経営対策を講
じる

埼玉県道路舗装協会

5月22日13時より

埼玉建産連研修センター 第1会議室

非改選 副会長 横澤 淳一 (新任)

事業予算 1,502万円

主な事業 委員会活動

①総務委員会関係

(ア)各委員会との調整

(イ)総会、理事会提出事項の企画調整

(ウ)要望書等の作成

(エ)他県の道路舗装工事の現状視察及び
調査

(オ)国土交通省、道建協および他県の舗
装関係団体との情報交換

(カ)親善活動

広報担当

(ア)「舗装協会だより」の発行(年2回)

(イ)諸官公庁へのPR

②技術振興委員会関係

(ア)舗装施工管理技術者資格取得の推進

(イ)会員等の技術者を対象とする技術講
習会の開催

(ウ)県市町村の技術職員の研修会への講
師派遣

(エ)会員の舗装技術向上に関する研究

(オ)埼玉県に於ける新たな発注形態の把
握

③環境資材委員会関係

(ア)リサイクル材の調査

(イ)再生合材メーカー側及び再生骨材メー
カー側との情報交換会の実施

(ウ)自動車 NOX・PM法の調査

(財) 埼玉県建築住宅安全協会

5月24日15時30分より

ロイヤルパインズホテル

非改選

主な事業

- ①定期報告対象物件の所有者、管理者に対する啓発事業
- ②調（検）査資格者に対する指導事業（講習会開催等）
- ③小学生向け防災啓発冊子の作成
- ④その他、建築物等の維持保全に関すること

埼玉県生コンクリート工業組合

5月25日16時より

埼玉中央生コン会館

非改選

事業予算 4,100万円

主な事業

- ①品質管理監査制度の充実・強化
- ②コンクリート技士資格取得講習会
- ③見学、研修会

埼玉県設備設計事務所協会

5月19日15時30分より

浦和東武ホテル

非改選

事業予算 480万円

主な事業

- ①技術研修会 9月28日
- ②会報の発行（19年1月）
- ③施設見学会
- ④建築設備士のCPDにより技術、認知度の向上を図る
- ⑤HPによる情報提供を行なう

埼玉アスファルト合材協会

5月11日16時より

浦和ロイヤルパインズホテル3F ゴールドルーム

改選 副理事長 横澤 淳一（新任）

事業予算 2,900万円

主な事業

- ①アスファルト混合物に関する製造技術、

施行技術の調査研究と需要の調査

- ②アスファルト合材に関する埼玉県県土整備部との連絡会議（第25回）開催
- ③全体会の開催（会員の資質向上、技術の研鑽他）
- ④（社）日本アスファルト合材協会との連絡協調、南関東アスファルト合材協会連絡協議会幹事県としての対応
- ⑤設立35周年記念事業実施

（社）日本補償コンサルタント協会

関東支部埼玉県部会

5月16日14時30分より

埼玉建産連研修センター 第1会議室

改選 会長 笠原 保孝

副会長 中嶋 隆

〃 今井 鉄夫（新任）

事業予算 2,344万円

主な事業

- ①経営資料の分析業務、陳情・要望活動の実施
- ②機関誌「埼玉の補償」、会員名簿の発行など
- ③補償基準の検討（アスベスト調査マニュアルの作成、都県部会との研究会など）
- ④技術研修会の開催（非木造建物の調査積算、アスベストに関する研修など）
- ⑤ホームページの活用、維持管理



○東日本建設業保証株式会社 埼玉支店 中間前払金保証のご案内

皆様は『中間前払金』制度をご存知でしょうか。『中間前払金』とは、当初の前払金に加え、工期と出来高が共に半分を超えた時に請負代金の2割が追加して支払われるもので、建設企業の資金繰りの改善や工事の円滑な施工に大変役立っております。

《中間前払金のメリット》

●経費・事務の省力化！

埼玉県の場合、既済部分払と違い、認定請求及び履行報告書等の提出により、簡単に中間前払金の請求ができます。

●保証料が格安（料率一律0.065%）！

例えば、中間前払金が500万円の場合、保証料は、3,200円で済みます。

●払出手続きが極めて簡単！

中間前払金専用の書類により、一括して現金での払出ができます。

※詳しくは当社埼玉支店まで

(048-861-8885)

○埼玉県電気工事工業組合 オール電化住宅普及センターのオープン

本年4月、(社)全関東電気工事協会の事業計画により、オール電化住宅普及センターが埼玉県電気工事工業会館に完成致しました。

これは、お客様に電気工事に関するショールームとして活用して頂き、また、組合員に「商談の場」として活用して頂くものであり、①IHクッキングヒーター、②エコキュート、③オール電化住宅提案コーナー、④電気・ガス比較コーナー、⑤蓄熱式電気暖房機、⑥インターネットコーナーなどがあり、お客様が来て、見て、触って、選択できて、体験できる場、さらには、屋内配線などさまざまな電気の使い方について、電気工事のプロがバックアップし、アドバイザーがこれからの新し

いライフスタイルをご提案し、ご紹介する場となっております。

特に、お客様が必要とされる情報の発信拠点、電気工事業界を知って頂くための「アンテナショップ」拠点として、大いに活用して頂きたいと思っております。皆様のご来店を心よりお待ちしております。

(連絡先 担当：鈴木

フリーダイヤル 0120-030-281

FAX 048-663-0559)

○(社)埼玉県空調衛生設備協会

第35回通常総会開催

有山会長らを再選

当協会は、第35回通常総会を5月19日、さいたま市のホテルブリランテ武蔵野で開催、任期満了に伴う役員改選を行い、有山会長と大熊副会長を再選するとともに、新副会長に大原萬彌氏（新研設備工業）を選出した。

また、南部支部と中央支部を統合して「さいたま支部」とし、今年度から4支部体制にすることを報告した。

総会は大沢理事の司会でスタート、冒頭あいさつに立った有山会長は、「我が国の経済情勢は、内外主導の緩やかな景気回復が見込まれているものの、設備業界は建設投資が伸びず、利益率の低下は避けられない状況にある。特に公共工事の予算縮減や民間設備投資の低迷は依然として続いており、競争激化によるダンピングが横行するなど、引き続き厳しい環境となっている。このような厳しい時代を生き抜くためには、会員一人ひとりが、技術、技能による施工能力の向上と経営基盤の強化に傾注した経営努力を行うことが肝要」との認識を示す一方、「協会としても国や県などに対し、地元専門企業への発注促進、分離発注の一層の推進、空調衛生設備の重要性について広く主張していきたい」と述べ、一層の支援、協力を要請した。

この後、大熊副会長を議長に選出し、平成17年度事業報告・決算、平成18年度事業計画・予算、役員改選などの議案審議が進められ、いずれも原案どおり可決した後、会員表彰と従業員表彰が行われ総会を終了した。

懇親会の冒頭では、新役員を代表して有山会長があいさつした後、17年度に県や都市再生機構の表彰を受章した会員や従業員を、協会が改めて表彰した。

来賓として上田知事をはじめ、深井県議会議員、小島信昭県議会議員、県幹部職員、関係団体の長ら多数が出席、当協会の役割と活躍に期待するエールが送られ、大きな盛り上がりを見せた。

○(財)埼玉県建築住宅安全協会 協会からのお知らせ

① 10市特定行政庁以外の市町村にある建築物等の定期報告に関する事務については、これまで埼玉県（建築指導課）で扱っていましたが、今年4月から県土整備事務所に移管されています。

このため、定期報告対象物件の所有（管理）者に対する『提出のお知らせ』並びに『再度のお知らせ』の発信主体が「埼玉県〇〇県土整備事務所長」となった他、報告書の書類審査及び要改善の指摘があった場合の改善指導等も、県土整備事務所が行うことになりました。

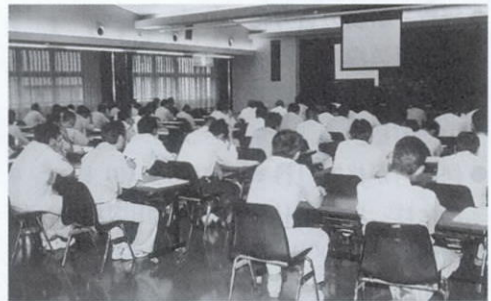
なお、報告書の提出窓口は従来どおり安全協会が変わりありません。よろしくお願ひします。

② 建築物及び建築設備に係る定期報告の用紙等については、本会のホームページからダウンロードすることができます。また、必要な場合には郵送もしますので、ご遠慮なく事務局にご連絡下さい。

優れた現場代理人の条件を満たしているか 建設業法と経営感覚の基本を学ぶ

平成18年度第1回建設業経営講習会

当建産連は6月22日午後2時から、埼玉県建設業協会、東日本建設業保証(株)埼玉支店との共催により、平成18年度第1回目の建設業経営講習会を建産連研修センター大ホールで開催、加盟団体の現場代理人など約210名が受講した。



同日は、「現場代理人として知っておくべき建設業法と経営感覚」をテーマに、建設経営研究所の芳賀竜馬チーフコンサルタントが、約2時間にわたって講演を行った。

芳賀講師は、「現場代理人は、現場のメンバーをまとめ部下を育てるとともに、会社の代表としての外部との折衝など、工事だけではなく幅広いマネジメント力が要求される」とし、自己チェックシートを使い、「優れた現場代理人の条件を満たしているか」について認識を深めるとともに、建設業法の重要ポイントや経営感覚の基本的な部分を解説した。

お知らせ

建産連会館の 夏期休館について

建産連事務局

当建産連は、8月13日から16日までの4日間を夏期の一斉休館といたします。したがって、その期間は、会館センターを含む全館を閉鎖いたします。

連合会日誌

- 4月24日 **監事監査**
平成17年度事業、同年度収支決算及び財産管理について監事による監査を実施
- 4月25日 **広報委員会**
建産連ニュース第108号の発行、第109号編集案、平成18年度広報・啓発事業について協議
- 5月8日 **正副会長会議**
理事会付議事項について事前協議
- 理事会**
平成18年度通常総会日程、総会付議案等について協議
- 5月12日 埼玉県地質調査業協会総会（プリランテ武蔵野）に村松常務理事出席
- 5月15日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議・理事会（建設業振興基金）に島村会長、有山副会長等出席
- 5月16日 彩の国さいたま魅力づくり推進協議会総会（プリムローズ有朋）に島村会長出席
(社)日本補償コンサルタント協会関東支部埼玉県部会総会（建産連研修センター）に村松常務理事出席
- 5月18日 (社)埼玉県測量設計業協会総会（建産連研修センター）に村松常務理事出席
- 5月19日 埼玉県電気工事工業組合総代会（清水園）に島村会長出席
(社)埼玉県空調衛生設備協会総会（プリランテ武蔵野）に須永専務理事出席
埼玉県設備設計事務所協会総会（東武ホテル）に村松常務理事出席
- 5月22日 建設業労働災害防止協会埼玉県支部代議員会（建産連研修センター）に島村会長出席
(社)埼玉県造園業協会総会（東武ホテル）に須永専務理事出席
(社)埼玉県建築士事務所協会総会（ワシントンホテル）に村松常務理事出席
- 5月23日 (社)埼玉建築士会総会（建産連研修センター）に村松常務理事出席
- 5月24日 (財)埼玉県建築住宅安全協会理事会・評議員会（ロイヤルパインズホテル）に村松常務理事出席
- 5月26日 (社)埼玉建築設計監理協会総会（東晶大飯店）に村松常務理事出席
- 5月30日 (社)埼玉県電業協会総会（プリランテ武蔵野）に村松常務理事出席
(社)情報通信設備協会埼玉県支部総会（清水園）に新井課長出席
- 6月2日 (社)全国建設産業団体連合会正副会長会議に島村会長等出席
同総会（東海大学校友会館）に島村会長、関根副会長、有山副会長等出席
埼玉県環境安全施設協会総会（鴻巣市文化センター）に須永専務理事出席
さいたま新都心建設促進協議会総会（ラフレさいたま）に出席
- 6月7日 **正副会長会議**
総会付議事項について事前協議
- 通常総会**
平成18年度（第27回）通常総会を建産連研修センターで開催。平成17年度事業報告、

一般・特別両会計収支決算、平成18年度事業計画、一般・特別両会計収支予算並びに
役員の選任についてそれぞれ議決、承認した。

総会終了後、大ホールにおいて懇親会を開催

6月21日 大ナポレオン展開式（さいたまスーパーアリーナ）に島村会長出席

6月22日 建設業経営講習会

（社）埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証（株）埼玉支店との共催

「現場代理人として知っておくべき建設業法と経営感覚」

（株）建設経営サービス 芳賀 竜馬 氏

於：埼玉建産研修センター3階大ホール

6月26日 埼玉県日韓親善協会総会（ロイヤルパインズホテル）に島村会長出席

7月13日 総務委員会

全国府県建産連会長会議の提出議題等について協議

全国ネットの調査網による物価本

月刊 建設物価

設計・積算・資材・調達・契約・審査

土木、建築工事の積算、価格の算定や入札価格の積算に必要な資機材、労務費の調達価格を満載。建設市場の動向に応じ、的確な建設物価情報を提供し、官公庁をはじめ建設業界で、設計、積算の基礎資料として活用されています。

年間購読料

- 毎月配本 37,200円（税込・〒共）
（1冊あたり3,100円）
- B5判/約1,000ページ
一部定価 3,799円（税込）

土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

歩掛の積み上げ計算を止め、市場の契約工事費をそのまま公共土木工事に採用する「市場単価」方式が、年々増加しています。掲載は、全国47都道府県別価格です。

年間購読料

- 年4回配本 12,000円（税込・〒共）
（1冊あたり3,000円）
- B5判/約410ページ
一部定価 3,400円（税込）

建築と設備工事の情報誌

季刊 建築コスト情報

4月刊(春)・7月刊(夏)・10月刊(秋)・1月刊(冬)

建築・設備工事で市場単価29工種掲載。標準施工単価は68工種を掲載。2006年春号より改修工事が11工種になりました。

年間購読料

- 年4回配本 15,800円（税込・〒共）
（1冊あたり3,950円）
- B5判/約880ページ
一部定価 4,600円（税込）

国土交通省土木工事積算基準の解説書

18年7月発行

平成
18年度版

土木工事積算基準マニュアル

■B5判/約1,100ページ/定価9,660円（税込）

■18年度版の主な改訂内容：土木工事の積算例に、災害復旧工事と小規模根固護岸工事を追加しました。

平成18年度国土交通省土木工事積算基準に準拠

18年7月発行

平成
18年度版

土木工事積算標準単価CD-ROM付

■B5判/約840ページ/定価7,035円（税込）

■18年度版の主な改訂内容：路側工（取外し）、落橋防止装置工、堤防除草工を追加。重建設機械の分解・組立の適用規格の見直し。機械損料及び諸雑費率を変更しました。

ご購入は全国主要書店及び政府刊行物取扱店又は下記へお申し込みください。


<http://www.kensetu-navi.com/>
（毎月の資材市況・出版物・講習会情報を提供中）

財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル
☎(03)3663-8761(代) FAX(03)3663-1397

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

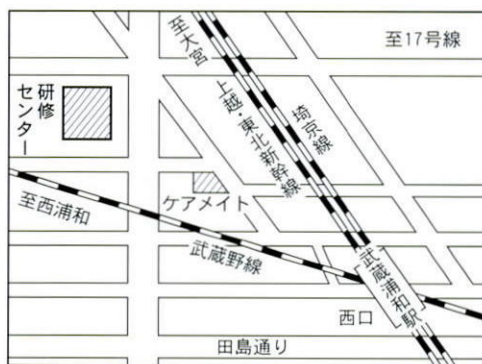
〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4-1-7 電話 048-866-4301
 社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 FAX 048-866-9111
 会長 島村 治作

(平成18年7月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社) 埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社) 埼玉県電業協会	会長 佐野 良雄	〃	〃	048(864)0385
(社) 埼玉県造園業協会	会長 藤原 恒男	〃	〃	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 浪内 豊代	さいたま市浦和区高砂4-3-15 K・Sビル5階	330-0063	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	さいたま市北区官原町1-39	331-0812	048(663)0242
(社) 埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	さいたま市中央区下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社) 日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 渡辺 秀雄	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	〃	〃	048(862)9258
(社) 埼玉建築士会	会長 高木 容	〃	〃	048(861)8221
(社) 埼玉県建築士事務所協会	会長 豊田 昇	〃	〃	048(864)9313
(社) 埼玉建築設計監理協会	会長 桑子 喬	〃	〃	048(861)2304
(社) 埼玉県測量設計業協会	会長 遠藤 修一	〃	〃	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 小川 雅以	〃	〃	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 真下 恵司	〃	〃	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 山田 欣一	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	さいたま市浦和区常盤9-5-8 ときわビル2階	330-0061	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 仲村 一夫	さいたま市桜区宿285-2	338-0814	048(854)1518
(財) 埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 白澤 芳正	〃	〃	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 清水 澄弘	〃	〃	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 島村 治作	〃	〃	048(866)4331
(社) 情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 浜田三千男	さいたま市大宮区浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 遠藤 計	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 飯田 康勝	さいたま市南区南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	さいたま市浦和区高砂3-10-4	330-0063	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 島村 健	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
(社) 日本舗設コンサルタント協会関東支部埼玉県支部	会長 笠原 保孝	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111

賛助会員

さいたま市建設業協会	会長 関根 宏	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	336-0031	048(863)3203
------------	---------	-----------------	----------	--------------



埼玉建産連研修センター をご利用下さい

- 【所在地】さいたま市南区鹿手袋4-1-7
 【電話】048-861-4311
 【施設】大ホール(椅子席500名収容)、会議室、
 和室、レストラン、喫茶ルーム
 【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第109号

平成18年7月15日発行

発行 観 埼玉県建設産業団体連合会
 企画・編集 広 報 委 員 会
 〒336-8515 さいたま市南区鹿手袋4丁目1番7号
 電話 048-866-4301
 FAX 048-866-9111
 印刷 〒350-1123 川越市脇田本町25-14
 六三四堂印刷株式会社

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、この条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属します。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月